

平成26年第5回美幌町議会定例会会議録

平成26年12月 9日 開会

平成26年12月10日 閉会

平成26年12月10日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 (8番 岡本美代子君)
- 日程第 3 報告第18号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 4 報告第19号 経済建設常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 5 議案第60号 美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第61号 美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第62号 美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第63号 美幌町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第64号 美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第65号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第66号 美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第67号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第68号 美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第69号 平成26年度美幌町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第15 議案第70号 平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第71号 平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第72号 平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第73号 平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第74号 平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第75号 平成26年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第76号 平成26年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 意見書第12号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について
- 日程第23 意見書第13号 「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書について
- 日程第24 意見書第14号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書について
- 日程第25 意見書第15号 北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化を求める意見書について
- 日程第26 意見書第16号 平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書について
- 日程第27 意見書第17号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書について

- 日程第28 報告第20号 陳情事項の処理顛末について
 日程第29 報告第21号 定期監査報告について
 日程第30 報告第22号 財政援助団体監査報告について
 日程第31 報告第23号 例月出納検査報告について（8月～10月分）
 日程第32 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|---------------|------------------|
| 1番 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 大 江 道 男 君 |
| 3番 中 嶋 すみ江 君 | 4番 上 杉 晃 央 君 |
| 5番 早 瀬 仁 志 君 | 6番 松 浦 和 浩 君 |
| 8番 岡 本 美代子 君 | 副議長 9番 坂 田 美栄子 君 |
| 10番 吉 住 博 幸 君 | 11番 橋 本 博 之 君 |
| 13番 大 原 昇 君 | 議長 14番 古 館 繁 夫 君 |

○欠席議員

- 12番 宗 像 密 瑠 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | |
|------------------|--------------------|
| 美幌町長 土谷 耕治 君 | 教育委員会 会長 沖田 滋 君 |
| 農業委員会 会長 鈴木 幸往 君 | 選挙管理委員会 会長 松本 光伸 君 |
| 監査委員 高木 清 君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | |
|------------------|-----------------|
| 副町長 染谷 良 君 | 総務部長 平井 雄二 君 |
| 民生部長 藤原 豪二 君 | 経済部長 広島 学 君 |
| 建設水道部長 矢萩 浩 君 | 病院事務長 大村 英則 君 |
| 会計管理者 植木 恒則 君 | 事務連絡室長 中村 敏文 君 |
| 総務主幹 田村 圭一 君 | 電算主幹 河端 勲 君 |
| まちづくり主幹 露口 哲也 君 | 総合計画主幹 那須 清二 君 |
| 財務主幹 小室 保男 君 | 契約財産主幹 石坂 聡 君 |
| 税務主幹 田中 三智雄 君 | 環境生活主幹 大場 正規 君 |
| 児童支援主幹 武田 孝司 君 | 福祉主幹 谷川 明弘 君 |
| 健康推進主幹 佐藤 和恵 君 | 農政主幹 渡辺 靖行 君 |
| 耕地林務主幹 伊成 博次 君 | 商工観光主幹 小室 秀隆 君 |
| 建設主幹 川原 武志 君 | 建築主幹 中沢 浩喜 君 |
| 水道主幹 澤 畠 雅俊 君 | 病院総務主幹 但馬 憲司 君 |
| 事務連絡室次長 三上 猛 君 | 教育長 平野 浩司 君 |
| 教育部長 高木 恵一 君 | 学校教育主幹 石澤 憲 君 |
| 学校給食主幹 石田 勇一 君 | 社会教育主幹 荒井 紀光子 君 |
| 町民会館建設主幹 斉藤 浩司 君 | スポーツ振興主幹 佐藤 修 君 |
| 農業委員会事務局長 西 俊男 君 | |

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次	長橋本美典君
議事係長	水上修一君	議事	係成田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成26年第5回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番新鞍峯雄さん、2番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読につきましては省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 おはよう

ございます。

私は、さきに通告してあります4点5項目について質問いたします。

まず1点目、保健行政についてです。

不妊治療費に町単独の助成を。

2点目、不妊の相談窓口体制は。

質問、不妊治療費に町単独の助成を。

不妊治療のうち体外受精と顕微授精の特定不妊治療費は、採卵を含む体外受精で1回30万円から40万円と高額であり、特定不妊治療に対して、2004年から国と道が2分の1ずつ負担し、最大1回15万円の助成があります。しかし、市町村単独助成事業として上乗せして助成する道内市町村は63市町村あります。

私は、平成14年12月、一般質問で不妊治療費に助成を訴え、道内初で美幌町が単独で不妊治療費を助成し、何人かの子供が誕生した成果がありましたが、国の制度開始に伴い廃止した経緯があります。

人口減少社会の少子化対策として、また不妊に悩む女性にとって、自分の住む町の応援は心強いものがあるのではないかと考えますので、町単独助成で治療費助成の上乗せは考えられないでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

2点目の不妊の相談窓口体制は。

産婦人科のない町では、不妊に悩む女性への相談窓口などの体制はどうなっているのかお聞かせください。

2点目の質問で、地域集会室についてです。

地域集会室の考え方について。

地域集会室は、地域住民の交流の場として重要な役割を担っていますが、高齢化が進み、車を持たない足腰が弱った高齢者にとって、遠くにある立派な集会室より、つえをつけて歩いていけるところにある小さな集会室のほうが利用しやすいのではないかと考えます。

現在は、地域に一軒家の空き家も多くなっている状況であり、自治会の中の一軒家を町

が借りて、地域集会室として利用していただく、または自治会が借りる家の家賃補助を行うなどして住民の近くに活動しやすい拠点をづくり、これからの高齢化社会において、在宅で少しでも自立して暮らせる高齢者の居場所づくりを行ってはと考えます。手を挙げる自治会にモデル事業として取り組んでみるなど、町長のお考えをお聞かせください。

3点目、道路行政についてです。

町道119号（あけぼの通り）冠水対策について。

町道119号（あけぼの通り）の冠水対策については、近年は記録的短時間大雨が、過去の情報が役に立たないほどの頻度で起こり、低地に暮らす住民は、雨の情報を非常に気にかけて、心配しているところです。

町道119号（あけぼの通り）では、平成25年9月16日の台風18号で、あけぼの通りの中心部は冠水し、避難勧告は発令されましたが、避難のためのバスは、中心であるあけぼの通り中心部には来られない状況でした。

自治会は、陳情を出したり町のほうに経過報告を求めるなどしていますが、町道119号（あけぼの通り）の冠水対策は今後どのような計画になっているのか、お聞かせください。

4点目といたしまして、環境衛生についてです。

合同納骨塚設置の考え方について。

合同納骨塚について、私は平成25年12月議会、平成26年6月議会と一般質問をしまして、今回が3回目となるのですけれども、前回までの答弁では、宗教感情に配慮しつつ調査研究をしていきたい。ニーズ調査を行っていないが、町民の納骨についての相談も数年に1件程度であり、宗教法人に状況をお聞きしても、それぞれが適切な管理運営をなされているとのことでした。

また、町民ニーズは行っていないとのことでしたが、前回の答弁では、合同納骨塚を実施している自治体の状況も踏まえながら、宗

教感情にも配慮しつつ見きわめていきたいとのことでしたが、その後、実施している状況を踏まえ、現在どのような考えを持っているかお聞かせください。

最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、保健行政について。

不妊治療費に町単独の助成をについてありますが、不妊症とは、一般的に妊娠が可能な年齢にある夫婦が避妊をせず、普通の夫婦生活を2年継続しても妊娠しない場合を不妊症と定義されております。

美幌町では、安心して出産・子育てができる少子化対策として、平成15年7月に、国の取り組みに先駆けて、北海道では初めて不妊症対策支援事業である「美幌町こんにちは赤ちゃん支援事業」を開始しました。これは、不妊のために子を持つことができない夫婦が、保険診療適用外の不妊治療を受けた場合に、その治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を行うことを目的とするもので、平成16年10月から、国と北海道が特定不妊治療費助成事業を開始し、本町の不妊症対策支援事業と同等の内容であったことから、事業を移行し、継続した対応が行われているところであります。

この助成事業は、高額な医療費がかかる体外受精、顕微授精といった特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないと医師に判断された方で、知事が指定した医療機関で治療した方が対象となり、オホーツク地域では、産科・婦人科北見レディースクリニックと中村記念愛成病院が指定医療機関となっております。

助成内容の概要は、1回の治療につき15万円を上限とし、妻の年齢が40歳未満の場合は年間助成回数と通算助成期間は限度なく、通算助成回数が6回まで助成されます。

近年、不妊症は増加傾向で、その背景としては女性の晩婚化と晩産化が指摘されてお

り、女性の妊孕性（妊娠のしやすさ）は、22歳ごろをピークに年齢の増加とともに低下し、40歳代になると妊娠率は顕著に低下すると言われております。その中で、特定不妊治療費は医療技術の進歩に伴い高額となっており、特定不妊治療費助成事業の助成件数も年々増加傾向にあります。

御指摘の町単独による治療費助成の上乗せにつきましては、女性の社会進出やライフスタイルの変化により出産に対する考え方が多様化する中で、少子化対策としての観点、高度医療による治療費の増、地域において治療を受けることができる環境が整いつつあることなども視野に入れ、少子化対策全体として優先度を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

次に、不妊の相談窓口体制はについてでありますけれども、不妊症に関する相談窓口につきましては、専門的な相談については、旭川医科大学に不妊専門相談センターが設置されており、女性の健康に関することや助成制度に関することは、北見保健所に女性の健康サポートセンターとして健康相談窓口が開設され、電話や来所による相談対応を行っております。

町でも、健康推進担当において、妊娠、出産、育児の相談や健康相談を実施しており、今後とも北見保健所などと連携を図りながら相談体制を整備するとともに、助成制度を含め、町民がわかりやすい周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、地域集会室について。

地域集会室の考え方についてであります。地域集会室は、町民の連携意識を高め、健康で文化的な地域社会の建設と発展に寄与することを目的に、条例で定めているところであり、自治会活動を初め老人クラブ活動や各種団体の会合など幅広く利用されております。

また、市街地の地域集会室では、複数の自治会が供用しながら利用をお願いするなど、限られた集会室を効率的に有効活用できるよ

う進めており、地域集会室は、地域におけるコミュニティ活動を行う場として、自治会や住民に利用していただいているところであります。

御提案である自治会内の空き家を活用した高齢者の居場所づくりに地域集会室を設置してはとのことですが、その規模や管理、運営面など課題が多いため、空き家利用は高齢者対策の施策として研究してまいりたいと考えております。

次に、道路行政について。

町道119号（あけぼの通り）冠水対策についてであります。町道119号（あけぼの通り）の冠水対策については、平成24年第7回美幌町議会定例会において、日の出自治会長からの陳情が採択され、冠水被害の根本的対策に向け、町は網走開発建設部北見河川事務所の協力をいただきながら種々取り組んでいます。

冠水の原因として、下水道計画以上の降雨量により道路冠水が頻繁に起こり、住宅浸水の危険性が增大している。稲美樋門において、ポンプで強制排水を行い、堤内地域の浸水対策を講じているが、短時間のゲリラ豪雨など下水道管の機能が働かない事態となっている。日の出地区の地形（標高）により、低地に集水して冠水、浸水の危険が増大することと認識をしております。

その対策の主な取り組みとして、平成24年度以降に、下水道管への負担を軽減させるために導水管やふたの改修、さらには堤内排水路への管接続、稲美樋門釜場のポンプ増設、常備電源設置を行っており、今後においても堤内排水路へのポンプ増設、さらには北見河川事務所美幌水防拠点に配備されている高性能の排水ポンプ車の出動要請を行うことを考えております。

特に、高性能の排水ポンプ車は、平成25年度において、町内の建設会社が網走開発建設部との間で災害対策用機械等の出動に関する協定を締結したことから、災害時の速やかな対応が期待できるものであります。

今後におきましても、ゲリラ豪雨など異常気象に対応するためには、日ごろから気象データを収集し、その動向を見きわめ、いち早く樋門釜場や堤内排水路に設置したポンプの稼働並びに高性能排水ポンプ車の出動要請を行うことが不可欠でありますことから、冠水被害の未然防止に向け十分に意を用いて取り組んでまいります。

次に、環境衛生について。

合同納骨塚設置の考えについてであります。合同の納骨塚を実施しております北見市につきましても、平成25年4月開始以来、現在までに約150体の申し込みがあり、また、網走市においては、平成25年10月開始以来、現在までに約239体の申し込みがあるとお聞きしております。

申し込みをされるほとんどの方は、お墓の維持管理や承継者の問題で、次の世代に迷惑をかけたくない方などでありますが、中には申し込み後に家族などの反対やお寺との相談により、やめられる方もおられるともお聞きしております。

また、町内の宗教法人に伺ったところ、各自で使用されております納骨堂のほかに、合同納骨堂なども所有し、承継者がおられない方などへも適切に対応され、お骨を納められております。

このような状況から、現在のところ町として合同納骨塚設置の考えはございませんが、引き続き宗教法人と協議しながら研究してまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、不妊治療のほうから2回目の質問を行っていきたいと思っております。

体外受精が日本で始まって30年。ここ何日間か、病気の方の卵子を先にとっておいて10年以上凍結しておいて、後で子供を産める状態にするとか、日本の技術というのは非

常に高まっているようです。

2013年の10月の新聞で、体外受精で生まれた子供が30万3,800人。今年年間生まれる子供の32人に1人が体外受精で生まれているということです。

2013年の少子化対策白書では、女性が第1子を出産する年齢は30.1歳と、初めて30歳を超え、晩産化が進む傾向が少子化の一因と分析して、これまで子育て支援を重視してきた少子化対策についても、晩産化と、背景にある晩婚化を踏まえた支援策の重要性を強調しています。

この白書では、若い世代は、この10年間で低所得層にシフトしてしまった。雇用不安や所得の減少、20歳代の所得分布は年収200万円前半、30歳代でも300万円台に落ち込んだと。これは全国的な数字ですので、美幌町の場合はもうちょっと低いのではないかなというふうに考えられます。

体外受精も自然妊娠同様、女性の年齢が上がるとともに妊娠率は下がり、流産もしやすくなります。体外受精は、1件当たりの出産率は35歳で18%、40歳で8%。これを見ましても、若い世代からの治療は効果が高いことがわかりますが、経済的には負担が大きく、取り組みづらいということが予想されます。

管内町村の単独助成制度は、北見、網走、小清水、大空町で5万円、訓子府町は15万円。これは、それぞれ条件はありますけれども助成制度があります。収入の少ない若い世代から早期に取り組むためにも、美幌の人口をふやすという意味で取り組む考えがないか、再度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、御質問の中でもさまざまな課題があるというようなお話をお伺いしました。

私どもの町、全道に先駆けてということなので、不妊治療を国に先駆けて実施をしました。それで、何名の方が、これは個人情報なのでお知らせすることができませんけれ

ども、お子さんを授かったというようなことも聞いておりますので、いずれにしろ少子化全体の中でどうできるかということは検討していかなければいけないと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） さまざまな課題があるけれども全体を見ながら考えていかなければならないということだったのですけれども、これは何名の方というのはわかりますか。あのころは何人生まれましたと、たしか報告があったのです。もしわかれば、今ちょっと教えていただきたいなと思うのですが。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 不妊の美幌町で行っていた助成数につきましては17人、そのうち3名が出産しているということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長、もう1回。

○民生部長（藤原豪二君） 試算ということで、要するに17人のうち3名が出産しているだろうという試算でございます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） これは、先ほど2回目に私が申し上げた30万3,800人体外受精で生まれていると。その中で、ざっと計算すれば32人に1人が体外受精で生まれているという。もし不妊治療が行われていけば、たしか美幌で160人生まれているとしたら、5人くらいの数になるのではないかなと。やっているかやっていないかわかりませんから、それは。何か、そういうふうな計算になるかなと思います。

3名生まれたということは、あのころちょっと議会で報告があったかなと思います。

それで、次の質問をしていきますけれども、不妊の原因は男女半々とされるというこ

となのです。体外受精の主役を担う不妊治療クリニックの大部分では婦人科の先生が行っているというのが現状ですけれども、男性不妊の専門の獨協大学の泌尿器科教授は、精子に問題があっても、治療すれば自然妊娠を目指せるケースもあり、男性側の診察が大切であるとのこと。

それで、昨日の行政報告で、美幌にすばらしい泌尿器科の先生が来てくださるということで、そこをやっていただけるかどうかはわかりませんが、男性の不妊治療ということに対しても、もしかしら美幌が取り組めるのかもしれないというふうに私はきのうの話を聞いていて期待したところ。

一般には10組に1組の夫婦が不妊に悩むと言われております。現代ではもうちょっと増加しているのではないかとこのように言われています。かつては女性だけの問題として、採卵、ホルモン治療で心身の大きな負担、それに加えて高額な医療費と抱え込んでいました問題ですけれども、支援制度の周知、ここにやっぱり町の支援があれば、もっとひとりで悩まなくてよい応援体制づくりが大切ではないかなというふうに思っています。

不妊のことに対して、結婚した方にそういうことを言うということは非常に微妙な問題ですので、人それぞれの生き方は自由なのですけれども、自分が例えば治療したいなというときには、どういうところから入っていくのかなということで、先ほどの相談体制というところでちょっとお聞きしたいなと思っております。ですので、例えば、先ほど言いましたように奥さんだけが抱え込んでしまって夫の協力がなかなか得られない。その間に年数が経過して30代後半になってしまったという悩み相談なんかもありましたけれども、治療に対しては、取り組むタイミング、それと終了するタイミングが非常に難しいというふうに言われています。

相談窓口は、旭川医大の不妊専門相談センターがありますということなのですけれど

も、実際に北見の相談センター、それから、北見まではわからないかもしれませんが、美幌町の健康推進課なんかで何らかの形で相談を受けることが今まであったのかどうかだけお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（佐藤和恵君） 今まで、少ない数ですけれどもお電話で、男性の方から御相談があったケースが1件あります。

うちのほうで保健師を配置してございます。それぞれ地区担当ということで、おおむね自治会ごとで担当する保健師が配置になってございます。こういった中で御相談を受けるというケースもあろうかと思えます。

また、非常に不妊に対する相談というのは、通常以上にプライバシーに配慮しなければならない問題だというふうに考えてございます。

美幌町では、電話交換を通さず直接保健師につながる直通の電話を御用意してございます。こういった電話もお使いいただけるのではないだろうかということで考えてございます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 直通の電話を用意していただいているということで、本当にプライバシーとか、ナイーブな問題です。ただ、そういう問題だけに、どこに話をしていたらいいかということで、旭川とか北見のところよりも、やはり地元で何回か相談する、最終的には顔を見て相談するというのも非常に相談者にとっては心強いものがあるのではないかなと思っています。

それと、美幌の単独の応援があれば一番いいのですけれども、国や道からの不妊治療費の助成制度も、また大きく変わりますよね。43歳以上の方は対象にならないとか、悪い面といい面が今度は出てくるのですけれども、この周知なんかに対しては、どのようにしようと考えているのでしょうか。例えば不妊治療をしようとする方が、そういうものを

目にする機会というのですか、そういうものはどのようなところでなっているのかなと思うのですけれども。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 主にホームページでお知らせしているということで、美幌町のホームページ、それから北海道のホームページ、そちらのほうでやっているということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も、どちらかというと若い人対象なので、ホームページ、しかも町のホームページのほうから入って行って、そしてそこに相談体制やなんかがあるというほうが一番心強いかなというふうに思っています。

少子化対策として、ぜひ町単独の助成を考えていただきたいと思えますし、それと同時に若いうちから夫婦で取り組むというような、先ほどもナイーブな問題と言いましたけれども、そんなに隠さない、若いうちから夫婦で取り組むのだよというような、機運を上げるというような取り組みも必要かなというふうに思えます。十分、今後も不妊治療の宣伝もしていきながら、町長には美幌町の人口増ということで、ぜひ子供が欲しくてもできないところに町の応援をお願いしたいということで、もう一度町長の決意を聞いて、この問題を終わりたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、2回目の答弁のときに、くくりとしては少子化の中のと言いましたけれども、ただ、結婚して御夫婦になって、子供を授かるというのは本当に切実な願いだと思いますので、少子化というところでくくっていいのかどうかというのは非常に迷いがありますけれども、いずれにしろそういった望み、思いに応えるような検討は、そういうことに取り組めるような、そういった希望を持てるような施策を何とか検討していきたいと、そのように考えております。

2回目の答弁で少子化のうちにとりようなことで、ちょっと、くくりの中で言ってしまうかもしれませんが、それがいいのか、願いに応えるというような思いのほうがいいのか、ちょっと言葉として適切でなければおわびを申し上げたいと思いますけれども、そういう思いであります。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も全くそういう思いです。少子化というところから入ってきましたけれども、先ほど本当に、私の友達も、旭川だったのですけれども、20代後半ぐらいから不妊治療やなんかに取り組んで、その話を十分聞いていました。それこそお金がかかる、痛い、つらい、苦しい、孤独な闘い。そして、今は北見のクリニックではっきり出ていますけれども、そのころはまだ、この病院がいいという、そこへみんなが行く。また流れてこちらの病院に行くという、終わりが見えない闘いで、非常に大変苦しいものなのだよということを聞いたことがありますので、本当にそういう切実な願いを持った方々を、助けてあげると言ったらちょっとおかしいですけれども、応援するという、そして望んだ赤ちゃんができれば、それは一番いいことだなというふうに思っています。

その辺は、少子化という言葉は使いましたが、やっぱり子供を望む人の応援ということが大きくなると思いますし、それを表に出して治療できるような、私もどういふふうにしたらいいのかなということを考えましたけれども、例えば、ちょっとこれは別なのですけれども、DV対策にしても、隠しているものを少しずつでも女性に広めていった。例えばトイレに入ったときに、あなたは大丈夫ですかみたいなカードがあったりなんかして、ホームページやなんかも大切なのですけれども、そういうそっとしたところから目につかせるというような取り組みもいいのではないかなと思って、自分はちょっと今、この問題を一生懸命考えるようになってから、そ

ういう、周知も難しいなというふうに考えております。

次に入っていきます。地域集会室に2回目の質問をしていきます。

地域集会室を自治会で建設する際は、昔は建物を取得したら、その2分の1、500万円までを改修工事に出すとか、それから、宝くじとかで、これは当たるかわかりませんが、そういうことがありました。

自分たちの自治会なんかでもそういう機運が高まって、主に女性なのですけれども、ぜひそういう活動の拠点が欲しいということで、あちこち模索したときがありましたけれども、結局、自治会単位で不動産を取得するという事は、やっぱり非常に難しい面もあります。役員の年齢構成とか、それから、そのときの役員の機運の高まり、やっぱりそれがずっと続くとは限りませんので、活動の拠点は欲しいけれども不動産として取得することの難しさというのもそのとき感じました。

今、きのうの一般質問に出ましたように、高齢化は確実に進んでいますし、地域の敬老会なども取りやめるところも出ています。高齢者が多くなり、支える側より支えられる側のほうがふえたというのもこれは理由なのですけれども、離れたところで敬老会をしても、送り迎えまで考えますと非常に無理があります。そんなのだったらみんなに何か配って終わりにしようかなどということになったりしているのです。

先ほどの1回目の答弁では、規模や管理、運営面など課題が多いとのことですが、最初の質問でありましたように、ごく普通の軒家でいいのではないかなと。大したそんな立派なところでなくても、車で行って、役員会とか、鍵を借りに行く、返しに行く、冬ならストーブをつけに行くとか、非常に大変なものですから、つつい一般の喫茶店や何かで時間を気にしながらやっている。それはもちろん自己負担を伴います。

高齢者の食事会も月に1回やっているところも結構ありますけれども、そういう拠点が

あれば、食事会でなくても、出かけて行って遊んで帰れるような、つえをついて歩いていける場所にあるということが一番私は使用頻度が高いのではないかなというふうに思っています。

今回の質問にはちょっと間に合わなかったのですけれども、自治会の会館の使用頻度が上がっていつているのか。ちょっと、下がっていつているのかなと。次回に向けて、また調べていきたいと思っておりますけれども、そういうふうに、ちょっと遠くなると、近間で済まそうというふうに考えてしまいます。

きのうの介護保険が改正される。支援事業として、これから介護保険に入らないための自治会の役割というのも結構大きくなってくるとのではないかなというふうに思っています。

今、例えばがんの余命宣告をされても、かなり自宅療養ができるようになりました。近所で集まったときの会話をたまたま私は聞いて、近所力というのはすごいなと思ったのですけれども、その方はがんだったのですけれども、元気かいと言って、そうしたらその方は、いや、俺ももう命の期限は切れているのだと言いながらも、近所の方と何げない会話をしていた。私は本当に近所づき合いというのはいいことだな、こういうふうに出かけてくるところが本当にあるということはいいものだなというふうに思いましたし、それから、きのうもボランティアとか、そういう話をしていましたけれども、近所の住民とか、非常に助け合って生きています。もちろん、町長もそういうところは十分理解されているかもしれませんが、手術されたひとり暮らしの方に消化のよいものを運んでいくとか、認知症の方でも毎日ちょっと顔を出してあげるとか、本当に地域力というのは大きなものがあります。その地域力を高めるためにも、これは今後、調査研究するとは言っていましたけれども、もう一度町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 地域集会室の考え方ということで、お年寄りを対象に、地域の空き家利用というようなことだと思いますけれども、今、美幌町に67の自治会があって、町所有であるか自治会所有であるかは別として、それぞれ集会室を持っているというようなことで、それとの運営の役割分担をどうするかだとか、いろいろ研究してみなければ、なかなか難しい面もあると思っておりますので、1回目に答弁させていただいたように、引き続き研究をさせていただきたいなど。

にわかには今、検討してすぐ、何年後にというようなことにはなかなか難しいと思っておりますけれども、ただ、今、高齢化対策というようなことでの発想だと思っておりますので、その辺、既存にある集会室との機能分担だとか、あるいはどの程度の施設が必要なのか。そしてまた、各自治会では老人クラブも存在して、それぞれベースにする施設を持ってやっておられると思っておりますので、その辺のこともちょっと調べてみないと、今、直ちに検討して何年後にというようなことはお話しできませんけれども、いずれにしる研究をさせていただいてというようなことになると思っておりますので、その辺、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も前々からこういうことは思っていました。一つの集会室をつくるために、町の土地だったらあれですけれども、やっぱり何千万円かかかる。それでいいのかなと。あと、本当に今、美幌の中でも一軒家が結構あいてきていますので、繰り返しになりますけれども、そういうところの家賃補助とか、例えば活動の拠点を3年間のモデル事業とか、そういうふうな取り組みで、これはどこでもではそういうことをなさないと、これはできないと思っておりますけれども、やっぱり機運が高まっている自治会の手挙げ方式としてやってみたらいかかかなと思っております。

これはあくまでも提案ですので、提案して、「はい」ということにはならないのも私も十分承知していますけれども、ぜひ既存の使用頻度とか、どういうことに使われているかということの研究しながら、今後、先ほど町長の答弁にありましてお調べ調査研究していただきたいと思います。

次に、町道119号のところに入っていきます。

答弁にありましたように、平成24年、平成25年と、対策はされているとのことですが、平成26年に予定していた部分、低地ルート排水管検討やマンホール改修検討などはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） ただいまお尋ねのありました平成26年度、平成27年度の検討を実施している項目といたしまして、まず1点が低地排水の確保ということで、こちら、昨年の12月に日の出自治会の役員と意見交換並びに説明をさせていただいた内容であります。あけぼの通りから美幌川の堤内排水に向けて、堤内排水路を新たに確保してはいかがなことかということでありました。こちらにつきましては、工法だとか、また用地だとか財政面、いろいろな問題がありますので、これらについて現在検討しているところであります。

もう1点の平成26年度、平成27年度の検討を実施する課題としまして、こちらはあけぼの通りから美幌川に向かっていった地点に1カ所ございますマンホールの損失緩和策ということで、マンホールの改修、こちらにつきましても、どのような方法がいいかということ、今、担当部局の中で検討させていただいている状況であります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 河川事務所とかいろいろなところで相談して、その対策は練っ

ているということなのですから、財源の確保があることから、すぐはできるとは思いませんけれども、平成26年に予定されていたことが、これはちょっと、低地ルート、周りに例えば地権者というのですか、それを使っている方がいるということなのですから、これは、その辺に暮らしている方は、その水の出方やなんかを見ているので、割と協力していただきやすいのではないかなというふうに私は思っています。

これは、平成26年度にできなかった工法を考えたり、マンホールもどのような方法がいいかということを考えているということなのですから、来年の話になって非常に恐縮なのですが、ことしできなかったことを来年に期待していいのかなどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） ただいまの低地排水の関係ですけれども、こちらにつきまして、日の出自治会からことし、自治会連合会を通じて要望の上まっている案件でありまして、今月、日の出自治会と意見交換させていただく手はずになっております。その中で、実際に地元でよく見てらっしゃる部分もかなり多いと思いますので、そういった中で御意見を聞いていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今月、自治会に説明をするということなのですから、その地域で、ことしはたまたま穏やかな年でありましたから、余り慌てることはなかったのですけれども、やっぱりテレビやなんかを見ていて、あの報道があれば、これだけ短時間で雨が降れば、この辺はどうなるかなというふうに、本当に心配しています。美幌は災害が少ない町だと言いますが、やっぱり低地に住んでいる者にとっては、そうは思いません。

それで、地域も自主防災とかいろいろつ

くったり、図上訓練、これも2年続けて行ったりして、ほかの自治会から見れば危機管理には大変敏感になっていると思いますけれども、住民だけではどうにもならない問題でありますので、不安解消のためにも進捗状況の説明もあればもっとよいのではないかなというふうに思っています。

答弁によれば、高性能の排水ポンプ、災害時にデータなどを速やかに収集して、ゲリラ豪雨のときなどは樋門、釜場とか排水路に設置のポンプなどを早急に対応するという事なのですけれども、ぜひ今後、雨の多いときには、本当に早目に対応していただきたいと思えます。その点でもう一度答弁をいただけたらと。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） これまでも日の出地区の皆さんには、冠水ということで非常に被害に遭われているということで、町としましても、日ごろから気象情報を収集して、本当にいち早い、先手先手と、空振りを恐れずに対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 空振りを恐れず、でも、なかなか避難してくれなかつたりなんかして、非常に問題点もあるのですけれども、ただ、また繰り返しになりますけれども、本当にあげぼの通りの中心地、冠水のところは、避難の拠点であるという、あそこに集まらなければバスにも乗れないということですので、一刻も早い対応をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次、合同納骨塚のほうに入っていきます。

網走と北見の申し込み状況なども書いていただきましたけれども、網走の場合は北見の人口の割に非常に申込者が多くなっております。それもやっぱり市民の要望がふえていったことから建設に至ったとのこととです。

近年は、進む核家族とか、それから墓守がない。昔のように兄弟が多ければ、誰かが

守っていくということになるのでしょうかけれども、就職で地元を離れた、都会に行った子供たちのついの住みかは都会であり、それでも墓守になる人は、出身地から墓を取り寄せる、お墓の大移動時代が始まっているという報道もあります。

町内の墓園使用料の推移を見てみますと、平成18年くらいから墓園の返還数が2桁になってきています。平成18年から平成25年までの実績は、許可額数が131件であり、返還件数が122件と、9件の増加ではありますけれども返還が非常にふえているなというふうに感じました。これは、先ほどのお墓が都会に移動になるということもありますけれども、それだけ町民がお墓のことに対して真剣に考えているということがうかがえるのではないかと考えます。

町民の要望は高くなっているというふうには私考えていますし、町長は、ニーズは余り感じていないというような、最初の質問のときにおっしゃっていましたが、私は、こういうことが問題になってから結構町で呼びとめられて話を聞きますし、実際にここに座っている議員も、そういう話をされた議員もいるように聞いております。

例えば、町長はいろいろなところに出かけていって、いろいろ対話をされますけれども、こういう話は聞いたことがないのでしょうか。その点、伺います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 平成19年からこの職にありますけれども、一度も聞いたことはありません。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私は、うわさかどうかわかりませんが、町長に手紙を書いたなどという人もいたかなと思えますけれども、受け取っていませんか。（町長「いや、ちょっと」と呼ぶ）わかりませんか。

非常に、温度差があるかもしれませんけれども、やっぱり男の子がいたり、それに孫が

生まれたりとか、そういう人と、それからひとり暮らしとか、女の子だけとか、本当に町民によっていろいろ温度差はあると思います。

ただ、実際に網走へ行って、見てきている町民もいます。俺たちもああいうところに入りたいなとかと言いますけれども、やっぱり北見市と網走では、住民票があるとか、それから親族がいるとか、本籍があるとか、やっぱり誰でもというわけではないのです。

しつこくなるようですけども、今後も住民の要望を酌み取っていただきたいし、そして美幌町に生きた者が、やっぱり美幌に眠りたいという、先ほどお寺でも何でもあるのだという話は町長はされていましてけれども、今は時代の流れではないかなと思いますので、美幌に眠りたいという人の場所をぜひついでにいただきたいなと思ひまして、もう一度、町長から答弁をいただきまして、終わらせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私もこの前、夕方のテレビで、札幌かどこか、都市部の合同の納骨堂と申しますか、あの風景を拝見しました。僕は寂しく感じました。こういう入り口にお骨を投げ入れるのです。僕は非常に切ない思いをいたしました。これが合同塚なのだというような。たまたま見た映像はそういう状況だったので、これはちょっと、どうなのかなというような思いはありました。

それで、町内のお寺、それぞれ宗派がありますので、檀家のところでは、合同の納骨塚みたいなものと、あと、それぞれのお骨で預かるというようなこともやっておられますので、そういったことから、宗教法人との協議、いろいろな御相談をさせていただくというようなことをやってきたわけでありましてけれども、そちらは非常に厳しい反応があったのも事実でありますので、いずれにしろ、今、この町で、大きなうねり、大きな声として出てきているかということ、私の聞き方も悪いのかもしれませんが、まだそういう

状況にはないのではないかと。そして代替措置も、しっかり、それぞれのお寺でやっておられるということでもありますので、そういうところにも配慮しなければいけないという思いでありますので、答弁としては1回目の答弁と今のところ変わりがないということでもありますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） しつこくやりますけれども、済みません。

たまたまテレビで見たのは悪い例だったのですね。例えば、北見でも何でもそうですけども、いろいろなところを調べますと、20年は預かるよと。例えば20年後に返してといったときは返しますとか、いろいろな例がありますので、それこそ調査研究をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 報告第18号

○議長（古館繁夫君） 日程第3 報告第18号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○議事係長（水上修一君） 3、調査の結果。

現在、少子高齢化が急速に進んでおり、町民が安全で快適な暮らしを確保するためにも、地域の活力を高め、誰もが安心して自立

した生活を送ることができる地域社会づくりが求められている。

本町では、地域づくりの基本であり、町民の願いでもある子育て支援を重点施策の一つとして位置づけ、子供の健全育成の充実を図り、さまざまな子育て支援施策を展開している。

また、「長生きを楽しめるまち」を提唱し、要介護状態を予防するための介護予防事業、健康づくり事業を初め、介護を必要とする方や介護する方への支援として、高齢者福祉施策、介護サービスの整備や充実を図っている。

今後、住みなれた地域で安心して安全に生活できるためには、一人一人のニーズに応じて、保健・医療・福祉が一体となって支える仕組みづくりの確立が喫緊の課題とされている。

このような状況を踏まえ、当委員会では「子育て支援の取り組み」、「地域包括ケアの取り組み」、「公立病院を支える会の必要性」の3項目について着目し、道外の先進地を視察・調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

山形県庄内町（平成26年11月1日現在人口2万2,541人）では、町民挙げて子育てを応援する機運を高め、少子化対策及び若者定住促進につなげていくため、平成21年3月の庄内町議会において「子育て支援日本一町づくり宣言」を可決している。

住民主導の支援組織、子育て応援ネットワークと協働で町民の意識醸成に努め、若い世代に対して、誕生祝い金の支給や小中学生医療費無料化など、きめ細かな38項目の施策を実施している。

施策を実施するためには当然財源が必要であるが、庄内町は子育て支援に予算を重点配分している点が特色と言える。

静岡県富士宮市（平成26年11月1日現在人口13万5,148人）では、地域包括支援センターを福祉総合相談課内に設置し、高齢者だけでなく、介護・障害・児童・家庭

内暴力などの窓口を集約し、縦割りとなりがちな行政サービスを横断的に受け持つ相談機関の連絡調整をワンストップで受け付けし、円滑な支援ができるシステムを確立している。

相談窓口を一元化したことで、民生委員・児童委員や地域住民にとっては地域の困難事例を相談する窓口が明確になったというメリットが生まれ、地域で発見された課題は、見守りネットワークや民生委員・児童委員から地域包括支援センターに集約されるという仕組みが機能している。

長野県大町市（平成26年11月1日現在人口2万9,293人）が設置する市立大町総合病院は、病床数284床を持つ2次医療圏中核病院であるが、病院医療の根幹をなす内科を中心に医師不足が著しく、内科医師が平成22年4月には最悪2人となるおそれがあった。

残された医師の過重労働、他の診療科への大きな影響が予見され、病院存続の危機が顕在化した同時期に、将来の地域医療圏に危機感を持った大町総合病院の医師たちが市民講座を開催し、その中で病院の窮状を訴えた。

病院の危機的な状況を聞いた市民は衝撃を受け、地域医療を守るために行動を起こそうと考え、平成22年3月に「地域医療とともに考えるシンポジウム」を開催し、活動する市民の参加を呼びかけ、同年5月に賛同した70名余りで「市立大町総合病院を守る会」を設立した。

現在、会員は210名、団体会員は25団体で活発な活動を展開しており、地域医療に果たす「市立大町総合病院を守る会」の存在は大きな力になっている。

以上のとおり、先進地も含め調査・検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、子育て支援の取り組みについて。

国立社会保障・人口問題研究所は、全国の地方都市の2040年（平成52年）の将来人口推計を発表し、地方都市の人口急減がク

ローズアップされた。

この推計が示す美幌町の人口（1万4,228人）は極めて深刻である。総人口が美幌町のピーク時（昭和60年国勢調査人口2万6,686人）の54%に急減することはもとより、特に15歳未満の幼年人口が2040年にはピーク時の6分の1以下に減少、また、20歳以上40歳未満の子どもを産み育てる若年女性もピーク時の4分の1以下に急減するとの推計は極めてショッキングなものである。

その後、日本創成会議が、人口移動が収束しない場合には、美幌町では若年女性の人口がピーク時の18%弱となるとの推計を発表しており、自治体消滅論が全国で関心を呼んでいる。

今回、子育て支援日本一のまちづくりを宣言し、38項目に及ぶ施策の推進で第3子以降の出生数を増加させ、着実な成果を上げている山形県庄内町を視察・調査した結果、美幌町でも子どもは地域の宝と位置づけ、町を挙げて安心して子どもを産み育てられる町とするために、町の存亡をかけた喫緊の課題として取り組むべきことを提起する。

「子育て支援オホーツクナンバーワンの町（仮称）」を目指し、次の点を柱とした総合的な施策の推進を図るべきである。

ア、子育て支援基本条例を制定し、子育て支援の総合窓口を設置して、若者が美幌町に定住・移住できる環境をいち早く整備すべきである。

イ、子育て支援のため、少なくとも中学校卒業までの医療費無料化など、福祉・医療・教育・雇用・住環境整備など、総合的な施策の展開を図るべきである。

2、地域包括ケアの取り組み強化について。

町民が安心して暮らすためには、支援を必要とする一人一人のニーズに応じて、保健医療や介護福祉、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場に用意され、そのサービスは包括的・継続的に提供される必要がある。

2040年（平成52年）に75歳以上の人口が、現在（3,399人）の1.5倍（5,098人）にふえ、医療も介護もともに在宅の比重が高まる中であって、地域包括ケアの組織強化は一段と求められている。

今回、視察・調査した富士宮市においては、高齢・介護・障害・児童・生活困窮・家庭内暴力など、全ての福祉課題に対応する地域ケアシステム構築を目指し、市と社会福祉協議会、地域包括支援センターが一体となった地域福祉のネットワークがつくられ、相談者をたらい回しにしないワンストップの支援体制が構築されており、その中心に、高い専門性と調整能力を有する専門職員を配置していることである。

美幌町が行政として地域包括ケアを拡充・推進するためには、その役割を果たす地域包括支援センターが民間に業務委託されていることから、地域医療連携室を持った町立国保病院や各介護施設、さらには民間団体なども含めてコーディネートするために、行政に高い専門性と指導力、調整能力を有する職員を恒常的に配置することを提起する。

3、「町立病院を支える会（仮称）」の設立について。

本年4月に町立国保病院の新院長に就任された松井先生は、厳しい経営環境の中で、改革へのロードマップを全職員に示し、みずからその先頭に立つ決意を表明されている。

町内唯一の入院ベッドを持つ町立国保病院は、保健・福祉・介護を含めた地域医療の中核施設として、開業医の協力のもと、地域包括医療や訪問診療など、患者・家族の立場を優先する新しい病院経営方針を議会として全面的に応援したい。

同時に、町立国保病院は、平成21年に続いて、再び常勤医師5人体制に陥り、新しい経営方針の達成はもとより、救急医療を初めとする町立病院本来の任務を果たす上でも、医師不足解消が喫緊の課題となっている。

今回、視察・調査した市立大町総合病院の市立大町総合病院を守る会は、常勤医師の減

少で危機的状況となった中で、市立病院の積極的な役割を住民に啓発し、医師や職員を温かく激励し、病院の周辺環境を整えるなどの多様な活動を積み重ね、医師確保と病院経営の好転に大きく貢献している。

患者・家族の立場を優先する町立国保病院の改革へのロードマップを側面から支援するためにも、「町立国保病院を支える会（仮称）」の設立を町民に呼びかけることを提起する。

○議長（古舘繁夫君） それでは、委員長より報告を求めます。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 ただいま読み上げていただきました報告のとおりであります。若干、口頭で補足をさせていただきたいと思っております。

第1項目めの子育て支援の取り組みについては、報告書には基本的事項を掲載いたしました。当面、次の課題に早急に取り組む必要があるというふうに考えています。

一つは、保育料の軽減や、大胆な多子割引制度、また、学童保育を小学校卒業まで広げ、預かり時間を延長する。子育て世帯への家賃補助や住宅シェアリングなどを検討する。ゼロ歳児保育の一層の推進、さらに、病児・病後児受け入れ施設の整備など、子育て中の親が安心して働ける環境を整える必要がある。

第3項目め、「町立病院を支える会（仮称）」の設立についてであります。町立病院を支える会の役割については、一つには、新院長の経営方針を広く町民に普及するとともに、例えば地域医療シンポジウム、院長や各先生方の話を聞く、町立病院医師・スタッフの歓迎会を積極的に行う、病院環境の美化などがその活動として考えられると思っております。

なお、第2項目めの地域包括ケアの取り組み強化につきましては、中心的役割を果たすべき地域包括支援センターが民間に業務委託されている美幌町の事情がございます。ダ

ブってまいりますけれども、美幌町としての行政責任を果たす上で、行政に高い専門性と指導力、調整能力を有する職員の恒常的配置が必要である、そのような認識を当委員会として持っているということをあえて申し上げて、口頭での報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） これから、委員長に対する質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原昇君） 第3項で、町立病院を支える会のことについてちょっとお伺いしたいと思うのですが、今、口頭の中で大体わかったのですが、ただ、一番最初、読み上げた報告の中で、「町立病院を支える会（仮称）」でありますけれども、その設立を町民に呼びかけるということがありました。これに関して、これがたまたま大町市では住民が、先ほど委員長が口頭で言いましたように、いろいろと医師が講習会みたいないろいろ開いて、その窮状を教えたということで、その中で市民が立ち上がってこの会をつくったということですが、果たして、今この文章を読むだけでは、美幌町において、行政が町民にこの会を立ち上げてくれるというのが妥当なのか、その前に準備、さっき何と言っていました。け。（発言する者あり）シンポジウムを開くのは行政でいいとは思っているのです。それをやった後に、いかに町民の気運を高めるのか、果たしてそれは行政なのか、あるいは町民なのか、それが委員会の中で討論があったのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 大江委員長。

○2番（大江道男君） 大原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の委員会報告は議長に対する報告ということになっておまして、したがって、行政に対して、町立病院を支える会の設立の呼びかけを行ってほしいという意味にはなっておりません。

また、いまだ担当常任委員会の報告という

レベルにとどまっておりますので、この扱いについては、議会としては、全員で討論を行った上で、意思統一がされた結果、議長の名において町民に対して、あるいは必要な問題については行政に対して提起をすると、こういう流れになるのではないかということ、これは議論をいたしました。

そういう点で、今回の報告書そのもので「町立病院を支える会（仮称）」を委員会が直接議会の総意を飛び越えてやるものではないというふうの一つはなっております。

ただ、この報告書をまとめるに当たって、病院の当局者との若干の意見交換は基本的に行っておりまして、現在の医師不足を考えた場合に、このような支える会ができれば大変背中を押していただけるというようなことで、基本的な点ではすり合わせは終わっておりまして、そういう意味で、今後、できるだけ早い機会に、議長の采配のもとでというのが前提であります。全議員による意見交換を行って、ぜひ議会側としての総意にいただき、あわせて、まちを挙げての取り組みにぜひなればありがたいというように担当委員会としては考えております。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） (1)のアの下イ、3ページ目、子育て支援の取り組みについてというところで、少なくとも中学校卒業までの医療費無料化というところが政策の展開を図るべきだという議論があったということが書いてあるのだなと思うのですけれども、少なくとも中学校卒業までの医療費無料化というところで、現在、美幌町の医療費の関係だとか、他のまちも結構医療費無料化が進んでいますけれども、端的に、委員会の中で、この場合、美幌町の負担金、要するにこの財源、どのような形が望ましいのかだとか、あとは、美幌町の子どもたちにとって、少なくとも中学生というので、これは高校生までの

ことも言っているのかどうかかわからないので、子どもの医療費無料化だけでいいのかわかっても含めて、どんな論議があったのかだけお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 大江委員長。

○2番（大江道男君） 議論の中では、全道、全国で高校卒業までの医療費無料化が行われているということから、中学校卒業までの医療費無料化でいいのかという議論はございました。

ただ、その中で、まだそこまでいっていないという美幌町の実態を考えたときに、一気に高校までという表現はとれないということで、そこで、少なくともという表現を入れたということで、この点では当委員会としては全員一致した見解であります。

なお、そのほかの部分も、私の口頭報告で、保育に関して、学童保育に関して、あるいはゼロ歳児保育の、さらには病児・病後児受け入れ施設などなど、総合的に提案をしておりますが、それらを含めて幾らになるかという金銭的な試算は行っておりません。

しかし、庄内町を視察した中身につきまして報告しておりますが、当然、一定の予算は伴いますが、急減する人口減少対策に対応するためには、この子育て支援は予算を重点的に配分する十分な必要性があるというふうな点でも、委員会としては全員一致した見解となっております。個々の政策を積み上げるためにどれぐらいの予算が必要かという議論はしてはおりませんが、予算が必要だということについては腹を据えた報告となっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第4 報告第19号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 報告第19号経済建設常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○事務局次長（橋本美典君） 調査の結果。

美幌町の基幹産業は農業であり、農業従事者はもとより、農産物加工場や農業機械及び資材の販売、農産品輸送などの関連産業を含め、地域経済を支える雇用の場となっており、多くの町民が農業に支えられている。

しかし、21世紀に入り、農業を取り巻く情勢は急速に変化し、先行きが不透明な状況下にあり、中でもTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、農業者や関連産業だけでなく、町の将来にもかかわる大きな問題となっている。

本町の農業の特徴は、小麦やてん菜、バレイショなど、政府管掌作物の作付面積が耕地面積の約6割を占め、国の政策に大きく左右される農業形態にあり、このため、自主自立できる産地を目指し、生産収益の向上と安定化を図るとともに、消費者に信頼される産地づくりに取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、地場農産品の直売や農商工連携による特産品開発等で農業を中心とした産業振興に取り組んでいる道内外の先進地を調査し、検討した中で、委員会としての意見の集約をみたので、ここに報告する。

1、商品開発と地域活性化の取り組みについて。

江別市では、耕作管理が難しい小麦「ハルユタカ」を初冬まきにすることで収穫量を2.5倍にし、この江別産小麦の消費拡大のため開催した焼き菓子コンペをきっかけに、麦作振興を目的とした江別麦の会を設立した。

平成12年には、産学官からなる江別経済ネットワークを設立し、江別小麦を使用した製品開発により、平成16年から平成21年までの6年間で、設備投資も含め66億円の

経済効果を上げている。

平成19年には、次のブランドづくりと連作障害回避のため、大豆プロジェクト協議会を設立し、付加価値の高いアグリビジネスに取り組んでいる。

江別小麦の成功は、自治体がつなぎ役となり、市民・生産者・産学界を広く取り込み、地域の総力を結集し、大きな効果をもたらしている。

当町では、農業生産品の中でも小麦は重要な位置づけで、優良品種の美幌産小麦「春よ恋」を使用した製品が販売されているが、積極的に給食に使用する等、町内での消費拡大で生産者を応援することが重要である。

産業振興には、地域資源である農業生産物を活用した商品開発など、付加価値を高める取り組みが必要であり、本町においても産学官の連携による特産品が評価されつつあるが、絶え間のない商品の流通や新商品開発のためには、核となる研究・製造施設の整備が必要である。

2、農産物の消費拡大の取り組みについて。

剣淵町では、平成22年に、若手農業者13人が、自分たちでつくった野菜を軽トラックに積み、移動販売する軽トラマルシェを始めた。当初は年4回の開催予定だったが、地元を初め旭川、札幌、東京、大阪などで年20回以上開催し、生産者みずから販売することで接客技術や生産意欲の向上につながり、今では少量多品種栽培により400種類の作物を栽培している。

また、町や商業界との連携により、農産物以外の特産品も含めたマルシェの開催により、剣淵町のPRの一翼も担っている。

小さな町から消費力のある地域に出かけていき、自分たちのつくった野菜を売ることによって、町に活力を与え、何より自分たちが自信と誇りを持って農業に従事している。

また、福岡市と佐賀市の中間に位置する野菜直売所、マッちゃんは、人気観光地、三瀬高原という地の利を生かした集客力のある施

設である。創業者である農家のお嫁さんが、小さな建物から始め、消費者ニーズに応えるために、近隣地区の生産者と協力し、大きな成果を上げている。野菜直売、惣菜コーナー、大鍋のおでんやお汁粉など、炊き出しのようなフードブースも根強い人気で、平日でも買い物客の行列ができ、県内外から年間30万人が訪れている。

このように、地場の新鮮な野菜は多くの消費者に支持され、取り組み方によっては地域の大きな活力になっている。

本町は4本の国道があり、空港や観光地にも近いことから、地の利を生かし、町内外の人の交流や、美幌の農産品や特産品を一堂に集めた拠点づくりが必要である。中心市街地活性化の核施設として、第6期美幌町総合計画で取り組み、活力あるまちづくりの方向性を示すべきである。

3、木質バイオマスエネルギーの活用について。

南富良野町森林組合では、林地残材を新たなバイオマス燃料として製品化するため、雪を使った低温除湿と太陽光を利用した施設により、木質チップの含水率を65%から35%にまで乾燥させることで単位熱量を上げ、町内の小中学校や第三セクターのホテルなどに供給し、暖房費の削減が図られている。

本町でも、交流促進センター峠の湯びほろで木質バイオマスボイラーを導入し、木質チップを燃料として使用しているが、林地残材や間伐材の利用促進により森林循環を促進するためには、木質チップの含水率を下げ、単位熱量を上げるとともに、木質チップボイラーを公共施設の改築や新築時に積極的に取り入れ、一定の使用量を保つことが必要である。

美幌町新エネルギー導入次期計画の検討に当たり、地域の資源の活用と雇用創出のため、木質バイオマスの定着化を推進すべきである。

以上のとおり、農商工連携と地域資源を積極的に活用することが地域の活性化にもつな

がることを強く指摘し、委員会としての報告としたい。

○議長（古舘繁夫君） それでは、委員長より報告を求めます。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 経済建設常任委員会では、ただいまの委員会の報告にありますとおり、地域資源を利用した再生可能エネルギーや、農商工連携による産業振興、地域活性化の取り組みについて調査・検討する中で、研究してきたその他の地域資源の利活用や地域振興について、口頭にて補足報告いたします。

1点目、紙おむつの分別回収、リサイクルについて。

福岡県大牟田市のトータルケアシステム株式会社は、限りある資源の有効活用と、地球環境保護のため、全国で初めて紙おむつの分別回収、リサイクルに取り組んでおり、使用済み紙おむつから固形燃料、建築資材、土壌改良材をつくっている。

高齢福祉社会による紙おむつの需要増加は、生産時のパルプ使用量の増大に伴う森林破壊や、廃棄時のごみ処理に伴う環境破壊を招くことから、紙おむつのリサイクルは環境負荷の軽減を図る。

美幌町では、既に資源循環型社会を目指して取り組みがなされていますけれども、この件につきましては、町だけでなく、広域的な取り組みを検討すべきだと考えております。

2点目、中心市街地活性化についてです。

平成16年に美幌町中心市街地活性化基本計画を策定し、空き店舗活用事業や商店街景観形成事業、ポイントカードシステム事業などソフト事業や、街なか居住促進事業に取り組んできましたが、にぎわいの駅構想事業の進捗は図られていない。

変化する経済情勢と少子高齢化による人口減少が進行する中で、商業機能が低下している現状を踏まえ、社会資本の有効活用と、多様な都市機能がコンパクトに集積した、高齢

者を含めた多くの人にとって安心して暮らせる、地域の交流・訪問者との交流からにぎわいのあるまちづくりを進めるためのビジョンを明確に示し、町民、商業界、行政が連携を密にし、事業の推進を図るべきである。

以上、委員会の報告が産業振興に少しでも役立つことを期待して、委員長として口頭報告をさせていただきました。

○議長（古舘繁夫君） これから、委員長に対する質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、3点。

まず、報告の商品開発の部分と、それから農産物の消費拡大の部分について御質問したいと思います。

現在、美幌町でいろいろな形で商品開発というふうなことをそれぞれ関係者が取り組んでおられますけれども、その関係者から、取り組んでいる段階での問題点だとか悩みみたいなことを関係者と委員会として意見交換、そういったものをもしされていればお聞かせいただきたいと思います。

最後の後段の部分で、核となる研究・製造施設の整備が必要であるというふうに書かれているのですが、委員会の議論の中でどのような施設整備をイメージされてまとめられたのか、その辺があればお聞かせいただきたいと思います。

次の、農産物の消費拡大。美幌町はことからJAのあの駐車場で新たに野菜の直売所を設置しておりますし、既に駅前の物産館などでも地元野菜の販売というのが取り組まれておりますけれども、中心市街地の活性化の核施設として、こういう地元の野菜に限らずだと思えるのですが、消費という中で、私は、なぜJAがああいうかあちゃん市から衣がえをして、今の体制で、多分、JAが中心になってああいう販売所を設置してやった経過とかというのがどういう理由なのかわからないのですが、こういう中心市街地の核施設の中にそういうものを入れることについて、今現実にJAがやっていることだと

か物産館でやっている、こういったところとの役割とか、そういった部分についての議論の経過などがあればぜひお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 岡本委員長。

○8番（岡本美代子君） まず1点目、上杉議員の質問の、商品開発をやっているところがあるので、そういう関係者から委員会としてお話を聞いたかということなのですけれども、委員会としては、今開発されている何点かありますけれども、委員会として聞いたわけではありません。

ただ、私はやっぱりいろいろ尋ね歩いて、今どういう状況でつくられているかということでは自分で確かめてまいりました。それとまた、そういう方がどういう希望を持っているかということもお聞きしました。

それと、JAでやっていること、核施設として必要だということですね。委員会報告にありましたように、地域の活性化はどういうことでされているかということ、ここ2年、ずっと調査、研究してきた結果、やはりにぎわいとか、中心になるのが、あるところは農産加工であったり、例えば地域振興では豚肉だったりとか、そういうところへ行って、どういうところに集客力があるかということ調査してきたわけです。

先ほどのJAの取り組みとか、駅前のぽっぽ屋の取り組みなどがありますが、実際に美幌町内だけでなく近隣にかなりの方が流出していたりします。そういう現状も踏まえて、まだまだ美幌には核となる施設が必要でないかということで、これは委員会皆さん共通した認識でまとめたものでございます。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も別にそういうものがあって、美幌町に多くの方がやはり来ていただいて、にぎわいだとか活性化になるということは大いに賛成ですので、ただ、この中で、核となる研究・製造施設というのは、

私はなぜ最初に質問、関係者とお話を聞きましたかというのは、こういう研究開発している人がこういうものを求めているのかなというように委員会として、今、岡本委員長のお話ですと、個人的にそういう関係者から情報収集なりしてということでしたから、やっていないのであればそうなのですけども、実際に今、研究開発されている関係者の中で、こういう研究施設、製造施設が非常にいろいろな問題があって難しいというような課題があるのかどうか、その辺、委員長の情報収集の範囲内で、わかれば教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 岡本委員長。

○8番（岡本美代子君） 私の個人的意見ではなくて、今、例えば豚醤油がどういう状況でつくられているかということは、委員会では統一した見解を持っています。例えば今まで、この報告だけでなく、いろいろところで産業振興について勉強してきた中で、この核施設となるというか、常にそういう商品というのは1個出して終わりとかではないということですね。常に継続性のある供給をしなければならない。それと、1個出して終わりではなくて、次々と新製品を送り出して、それが全部当たるとは限りませんが、次々と新しいものに取り組んでいかなければつながらないということ、そういうことも勉強してきておりますので、そういうことがこういう研究とか、そういう核施設ということになったのです。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2点御質問したいと思います。

報告書の第1の部分で一つあります。

今、上杉委員からの御質問もありましたが、絶え間のない商品の流通や新商品開発のためには、核となる研究・製造施設の整備が必要だというのは全く同感であります。

ただ、現在は、美幌町にはみらい農業セン

ターが栽培面で新しい冬姫だとか、そういうものに大分力を発揮されておりますので、その例から見ればイメージはできるのですが、美幌町として、研究・製造施設の整備を行うとすれば、スタッフの給与だとか、それから、製造するための加工場の整備だとか、そういう具体論が背景になればいけないかなというように思います。なかなかそういう点では、この管内では北見市に道立の食加研がございまして、一定の役目は果たしておりますが、十分機能していないのかもしれないという意識は持っております。どのようなイメージをされているのか。JAという団体や、行政としてどういうふうなかかわり方をイメージされているのか、議論された経過があればお示しいただきたいと思います。

もう一つは、3項目めの木質チップの含水率を下げ、単位熱量を上げるというのは全くそのとおりでありまして、積極的に美幌町もチップの利用がされておりますが、含水率というネックを一つ持っています。これがコマーシャルベースで十分機能できるというような提案があれば非常に画期的なものだということで注目していますが、具体的な、このようにすればという、この背景に具体論があればぜひお示しいただきたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 岡本委員長。

○8番（岡本美代子君） 大江議員の質問の、美幌町の研究に対するいろいろなものというか、例えば豚醤油などができる経緯というのは十分理解しているところですけども、北見の食加研ですか、そういうところの協力を得ながらやっているという現実です。

現実には踏まえておりますけれども、委員会の中で、ではどれぐらいの規模のとか、そういうことまでは議論には至っておりません。ただ、この報告のとおり、どこかを借りる、どこかの、もちろん食加研究所などの指導を受けるということは、この報告にもありますように、産学官で連携して取り組む、そういうところが非常に多かったので、それはもちろんこの美幌町でもできていることだなとい

うふうに思っています。

ただ、具体的にどのぐらいの規模のというところまで委員会の委員の合意には至っていないというふうに思っております。

それと、先ほどのチップボイラーのチップの含水率のことについてなのですが、美幌町でも、報告のとおり、峠の湯で使っております。

ただ、季節によって、今のところは含水率が非常に上下するというので、この報告のとおり、一定の、特に南富良野の場合は雪と太陽光を使うことによって、エネルギーをかけずに含水量を下げるということで、非常に勉強してきたところなのですが、この報告にもありますとおり、美幌で含水率を下げる施設をつくって供給するためには、もっともっとたくさんの需要がなければだめだということが、それも私たちわかりましたので、こういうふうに新しい改築のときとか新築のときには、一定の量というのはそういうこととございます。そういう含水率を下げる施設をつくってもらい、またはつくったとしても、それに見合うだけの使用量がなければならぬということは、委員の一致した考えでございます。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会事務調査結果報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時16分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第60号

○議長（古館繁夫君） 日程第5 議案第6

0号美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案第60号美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

資料1、議案第60号関係。

条例名、美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正目的、趣旨につきましては、平成25年9月1日の学校教育法施行令の一部改正を受け、早期からの教育相談、支援や、就学決定時のみならず、その後の一貫した教育支援についても助言を行っていくという観点から、委員会機能の拡充を図るとともに、教育支援委員会といった名称にすることが適当であるとの通知があり、また、北海道教育委員会でも、平成26年3月31日付で北海道就学指導委員会設置規則を改正したところとあります。

これらを受けまして、今回、就学指導委員会機能の拡充を図るため、関係条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、改正内容でございますが、まず、第1条では、美幌町附属機関に関する条例の一部改正ということで、別表中、「美幌町就学指導委員会」を「美幌町教育支援委員会」に改めるものでございます。

続いて、第2条では、美幌町非常勤職員の

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するということで、別表第1中、「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものでございます。

根拠法令等につきましては、学校教育法施行令。

施行日は公布の日でございます。

なお、新旧対照表は2ページから3ページに記載をいたしております。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この条例の中の新旧対照表の構成のところに、医師からそれぞれ児童福祉施設の職員ということで、20人以内というふうに書かれておりますけれども、名前は結構ですから、人数がそれぞれの職から何人ずつ委嘱されているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 今現在、全体で16名となっております。医師会、医師が2名、学識経験1名、小中学校の校長先生、それと特別支援の担当の先生、それと学校教育委員会の事務局、主幹でありますけれども、入っております。あと、民生部から保健師ということで、総体で16名の構成となっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第61号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第61号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の4ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第61号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。

美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明をいたします。

参考資料4ページをお開きいただきたいと思っております。

資料2、議案第61号関係。

条例名、美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

制定目的につきましては、現在、政府において、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、それから、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、いわゆる子ども・子育て関連三法、これを平成24年8月に制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を本格的に開始する予定でございます。

この子ども・子育て支援新制度につきましては、教育・保育施設、これは幼稚園、保育園、認定こども園、それから、地域型保育事業、これは家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、この施設でござい

ます。この整備につきまして、設備及び運営の基準を、子ども・子育て関連三法に基づきまして、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めなければならない。このため、今回制定するものでございます。

また、施設や事業者が従来型から新制度の対象となるべく、施設型給付や地域型保育給付を受けるためには、児童福祉法等による認可と、それから、子ども・子育て支援法による確認を受けるということになります。

今回の条例につきましては、第1章では趣旨、定義、それから一般原則。第2章、第3章では利用定員に関する基準、それから運営に関する基準、特例給付に関する基準、大きく分けて三つの基準をそれぞれの施設区分で制定するものでございます。

この条例の制定に当たって、国の省令で示す事項、従うべき基準、それと、地域の実情に応じて市町村が参酌するべき基準がございますが、美幌町の考え方といたしましては、国の省令と異なる基準とすべき地域特性がないため、国から示された基準に沿って条例化するものでございます。

根拠法令につきましては、子ども・子育て支援法。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行日でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第61号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第62号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第62号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。

美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料8ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第62号関係。

条例名、美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例につきましても、現在、政府において、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、いわゆる子ども・子育て関連三法を平成24年8月に制定し、平成27年度から本格的に実施するための条例でございます。

子ども・子育て関連三法に基づきまして、国が定める基準を踏まえて市町村が条例を定めなければならない。今回、制定するものでございます。

この条例の対象となる施設でございますが、地域型保育事業で家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類でございます。これらの施設は、今まで統一した基準がなかったということで、子ども・

子育て新制度の実施に当たり、新たに市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけて、一体的に整備するため、制定するものでございます。

今回、条例では、第1章では趣旨、定義、町の責務など。それから、第2章では家庭的保育事業について。3章では小規模保育事業について。第4章では居宅訪問型保育事業を、第5章では事業所内保育事業を、それぞれ施設区分で、設備の基準、職員の基準、保育の内容などを制定するものでございます。

この条例の制定に当たりまして、国の省令で示す事項、従うべき基準と、地域の実情に応じて市町村が参酌すべき基準がございしますが、美幌町の考え方といたしましては、国の省令と異なる基準とすべき地域特性がないため、国から示された基準に沿って条例化するものでございます。

根拠法令につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び児童福祉法でございます。

施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 現在の基準はわからないのですけれども、たまたま23条等を見ますと、設備の基準等があるのですけれども、簡単に言うと、基準に合っている建物であれば、1階であろうが3階であろうが、木造であろうがRCであろうが、衛生上問題なく、適宜使えればいいという判断をしておけばいいということなのか、いやいや、実は

もっと深く、設置に当たっての施設の要件というのは気をつけなければならないところがあるかどうか、何かありましたらちょっとお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 施設の基準をお示ししておりますので、ここに書いてある基準に該当すれば、それは1階であろうと2階であろうと、特に問わないということでございます。子どもたちの環境的なもの、それから職員、そういうものが整備されていれば大丈夫だということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） となりますと、この設備の認定だとか、極端に言ったら認可を出すところが美幌町になるのかなと思いますけれども、そのときの権限というのでなくて、責任度合い、確認漏れがあっただとか、そういう部分についての、この国からいう法律の中で、行政に対する責務の部分というのは相当厳しいような設定をしないとイケないだとか、何かあるかどうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 認可でございますので、当然、この認可対象については市町村が責任を負うということになります。もちろん運営の中では事業者が責任を負う部分もございしますが、この認可につきましては市町村が責任を負うと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第62号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第63号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 議案第63号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。

美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたします。

参考資料12ページをお開きいただきたいと思います。

資料4、議案第63号関係。

条例名、美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例につきましても、現在、政府において進めております子ども・子育て関連三法を平成24年8月に制定し、27年度から子ども・子育て支援の新制度を本格開始する予定であり、本事業は、政令で定められておりましたけれども、改正後の児童福祉法で、子ども・子育て関連三法に基づいて、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めなければならないということで、今回制定するものでございます。

この条例の対象となる放課後児童健全育成事業、これにつきましては、美幌町の場合は学童保育等になりますけれども、小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により、昼間、家庭にいない児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な

遊び場、それから生活の場を提供するという事業でございます。

今回のこの条例制定により、市町村以外のもの、民間であるとかNPOなども、市町村に届け出ることによって事業を行うことができるようになります。

今回の条例では、趣旨、それから定義、町の責務、職員、設備の基準など、全23条からなる条例を制定するものでございます。

この条例の制定に当たっても、国の省令で示す事項、従うべき基準と、地域の実情に応じて市町村が参酌するべき基準がございますが、美幌町の考え方といたしましては、国の省令と異なる基準とすべき地域特性がないため、国から示された基準に沿って条例を制定するものでございます。

根拠法令につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び児童福祉法でございます。

施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 現在、美幌町では学童保育だとか児童センターで年齢制限だとか状況に応じた金額の関係が出てきますけれども、仮に美幌町にこういう形の事業所ができた場合、受け入れ年齢だとか、利用料、そういう部分で美幌町と差異が出る場合があるのかないだとかが一つ。

それと、当然、美幌町も学童保育含めていろいろな資格を持った人の募集をしていますけれども、仮にこの制度が運用された場合、

美幌町で運営するほうの人材確保だとか、懸念されることがあるのかなのか、まず1点目。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今回の法律改正で、国は6年生までという要件にしております。美幌町の場合も、目標として、施設の問題だとかいろいろございますので、6年生までを目標にしたいというふうに考えております。

それから、2点目の利用料につきましては、それぞれの事業所が設定するというような形になりますので、美幌町の学童と違う場合も出てくるかなというふうに考えております。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ちょっと懸念されることなのですが、新法律のほうでは6年生までいいとなれば、美幌町の学童は3年生かなと思うのですが、そうなりますと、美幌町で一生懸命やっている学童保育の運用と、児童センターの今の基準が、このことによって方向性がどうなのかと。今後とも今のやり方でいくのか。特に3月議会でも1回言ったことがあるのですが、兄弟が3年生と6年生の場合だとか、遠くにある家でも、一旦家に帰って来ないといけないだとかいう基準の中で、どうしても兄弟間の不都合も生じているという部分がたしかあったはずなのですが、この部分も含めて、新しい63号の法律の中で、美幌町として対応が変更できる、もしくはやり方を変えるべきだとか、そういうふうな論議があったか、お伺いします。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） いろいろ今、次世代の計画を立てておりますけれども、6年生まで引き上げてほしいという意見はございます。

それで、私どもとしまして、例えば施設の問題がございまして、今、美幌町は、ほかの町村と違って学校施設を活用させていただ

いて学童保育をしているというような状況がございまして、その空き教室の関係で、どうしても6年生までに上げてしまうと、場所の問題が出てくるということがございます。

それで、今後の目標として、その年齢基準といいますか学年基準を撤廃したいと思うのですが、場所的な問題だとかございまして、難しいことがございます。目標としては6年生までにしたいという設定をして、徐々に年を重ねるごとにそれを引き上げるような方法をとってまいりたいというような場所の問題等を解決しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第64号

○議長（古館繁夫君） 日程第9 議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の58ページをお開きいただきたいと思います。

議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明をいたします。

美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明をいたします。

参考資料1 4ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料5、議案第64号関係。

条例名、美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正目的につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行により、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めることに伴ひまして、条例の一部を改正、変更するものでございます。文言整理でございます。

改正内容につきましては、第2条第2項第1号柱書中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。

参考資料の新旧対照表につきましては15ページでございます。

根拠法令は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律でございます。

施行日は公布の日でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ひます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第65号

○議長（古館繁夫君） 日程第10 議案第65号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の59ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第65号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の16ページをお開きいただきたいと思ひます。

資料6、議案第65号関係。

条例名、美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正目的につきましては、産科医療補償制度掛金、主に脳性マヒに対する掛金制度でございますけれども、実績数の減少により、この掛金の引き下げになるということで、出産育児一時金をその減額分引き上げて、従来支給している42万円を維持しようとするものでございます。

改正内容につきましては、産科医療補償掛金加算額「3万円」を「1万6,000円」に、出産育児一時金「39万円」を「40万4,000円」といたしまして、合計支給額は42万円に変更なしとするものでございます。

参考資料の新旧対照表につきましては17ページでございます。

根拠法令につきましては、健康保険法施行令でございます。

施行日は平成27年1月1日でございます。

す。

以上、御説明いたしました。御審議賜りませうよろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第66号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第66号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の60ページをお開き願ひます。

議案第66号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町道路占用条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の18ページをお開きください。

資料7、議案第66号関係です。

条例名、美幌町道路占用条例の一部を改正する条例であります。

改正目的は、基準としている道路法施行令の改正に伴い、道路占用料について単価の改正を行うものであり、平成26年4月1日より改正されました国・道の単価に準じて本町

も改正を行うものであります。

改正内容は、別表に規定する区分及び単価の改正となりまして、内容につきましては別紙のとおりでございます。

19ページ、20ページに占用区分ごとの占用料の改正前、改正後を記載しております。いずれも人口、土地の価格を基礎とする区分が変更となったことや、地価水準を反映した減額改定で、本町では年間180万円ほどの減額になると試算しております。

施行日は平成27年4月1日であります。

なお、条例の新旧対照表を21ページから26ページに記載をしております。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第66号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第67号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第67号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の65ページをお開き願ひます。

議案第67号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の27ページをお開き願います。

資料8、議案第67号関係。

条例名、美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

改正目的であります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、改正するものであります。

改正の内容であります。改正項目といたしまして、一つ目に、引用法律名の変更であります。新たな法律名は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律であります。改正前の法律は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律であります。

二つ目といたしまして、法改正前の支援給付者、特定中国残留邦人等の配偶者であります。この方につきましても対象とするための規定を加えるものであります。

施行日は公布の日からであります。

なお、条例の新旧対照表を28ページ、29ページに記載をしております。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今、改正の趣旨はわかりましたが、これによって美幌町は過去に公営住宅にこれに該当するような入居者を受け入れたことがあったのかどうか。多分ないと思うのですが、それだけお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 現在においては、対象となる方はいらっしゃいません。過去につきましては、明確なものはござい

ませんが、なかったと記憶しております。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第67号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第68号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第68号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の66ページをお開き願います。

議案第68号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町普通河川条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の30ページをお開き願います。

資料9、議案第68号関係。

条例名、美幌町普通河川条例の一部を改正する条例であります。

改正目的は、参考としている北海道の河川法施行条例の改正に伴い、普通河川に関する占用料について単価の改正を行うものです。これは平成26年4月1日より改正されました北海道の単価に準じて改正を行うものであ

ります。

改正内容は、別表に規定する流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料について、区分及び単価の改正となりまして、内容につきましては別紙のとおりであります。

31ページ、32ページに各料金ごとの改正前、改正後の金額等を記載しております。

いずれも地価水準を反映した減額改定や、土砂、竹、芝草等の価格を踏まえた増額改定であり、本町では年間1,000円程度の減額改定であります。

施行日は平成27年4月1日であります。

なお、条例の新旧対照表を33ページから38ページに記載しております。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たまたま美幌町普通河川条例ということなので、ここでいうところの、美幌町でいうところの普通河川で、どの川のことをいうのだったのか。

それと、使っている団体、企業が、どういう団体が使っていたのか、ちょっと参考に。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） まず、対象となる河川であります。町で管理している河川であり、数が、ちょっと今、手元に何河川というのはございませんが、例えば鳥の沢川だとか、比較的小さい普通河川を対象としております。

また、現在、対象となる使用されている方につきましては、その大半が河川敷で耕作されている農業者の方、さらには、電柱の占用を行っている電力会社となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わり

ます。

これから、議案第68号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開を2時5分とします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第69号

○議長（古舘繁夫君） 日程第14 議案第69号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の73ページをお開き願いたいと思います。

議案第69号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年末における執行実績及び今後の執行見込みによる予算の整理のほか、福祉灯油購入扶助の予算化、電気料金改定に伴う公共施設の電気料の増額等の補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,868万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ99億59万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正で御説明を申し上げます。

それでは、78ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

まず、事項のところで、3事業、総合計画策定業務委託料、それから町民会館改築基本設計委託料、吸収冷温水機借上料、いずれにいたしましても減額の補正でございまして、入札等の執行に伴う確定による減額補正を行おうとするものでございます。

次に、79ページをお開きいただきたいと思えます。

第3表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的であります町道整備事業、まず101号道路、それから213号道路、378号道路につきましては、当初予算に対しまして、工事内容の精査及び入札執行による減額を、また、臨時財政対策債につきましては、額の確定による減額補正であり、今回の補正によりまして、本年度の地方債総額を7億8,560万円とするものでございます。

それでは、次に、90ページ、91ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございますが、主に年末におけます実績を踏まえての執行見込みの整理を行おうとするほか、まず一番上の段になります、庁用事務費の増、通信運搬費33万6,000円の増額補正につきましては、先ほど申し上げた福祉灯油購入費扶助を実施するための郵便料の増額でございまして、

1段飛びまして、企画費の政策推進事業費の増、積立金143万6,000円の増額補正につきましては、8月1日から10月31

日までに受納したふるさと寄附金175件、148万1,000円のうち、使途指定のない170件をふるさとづくり基金へ積み立てをしようとするものでございまして、年度末の残高見込みは、これによりまして8,450万円となる見込みでございまして、

次の段、生活バス路線等維持事業費の増、補助金、生活バス路線運行維持費補助金211万5,000円の増額でございまして、補助事業期間の完了に伴いまして、実績により出資不足がふえたことによる補助金の増額を行おうとするものでございまして、

1段飛びまして、財政調整基金積立金の増、積立金2,552万3,000円の増額補正でございまして、今回の補正による財源調整で財政調整基金へ2,552万3,000円積み立てるもので、これによりまして年度末残高が12億3,609万2,000円となる見込みでございまして、

一番下の段、電算管理事業費の増、業務等委託料、コンビニ収納対応プログラム改修委託料75万6,000円の増額補正でございまして、これにつきましては、平成27年度から、税及び各使用料等につきましてコンビニ収納を実施し、納付者の利便性を図ろうとするもので、今年度に水道料金システムの更新とあわせてプログラムの一部を改修することから、このたび補正を行おうとするものでございまして、

次に、93ページをお開きいただきたいと思えます。

このページにつきましては、年末の整理でございまして、

次、95ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の段、一般事務費の増、扶助費906万円の増額補正でございまして、灯油や電気料金が昨年同時期と比べましても上昇していることから、本年度においても従来同様、高齢者、ひとり親、障害者、生活保護世帯、1,812世帯を対象に、1世帯当たり5,0

00円の福祉灯油購入費扶助を実施しようとする増額でございます。

次の積立金19万4,000円の増額補正につきましては、8月21日から10月30日の間で受納いたしました5件の福祉への用途指定であるふるさと寄附金4万5,000円と、10月11日、社会医療法人恵和会チャリティゴルフコンペ並びに懇親会参加者御一同様から、福祉に役立ててほしいと11万9,000円、また、10月22日、元町にお住まいでありました増田富美様、鏡子様から、町外へ転出するに当たりまして、長年美幌町にお世話になり、高齢者福祉に役立ててほしいと3万円の御寄附をいただき、福祉基金への積み立てをしようとするものでございます。これによりまして、福祉基金の総額の年度末残高は3億3,603万5,000円となる見込みでございます。

次の段の一番下になります。他会計負担金事業費の減、繰出金、介護保険特別会計繰出金については703万3,000円の増額補正でございますが、主にはあさひデイサービス通所者の増、包括支援センター業務量増加に伴います職員1名3カ月分の増、また、法改正に伴う電算システム改修費、介護認定審査件数の増などによりまして繰出金の増額をしようとするものでございます。以下は年末の整理でございます。

次に、97ページをお開きいただきと思います。

一番下の段、保健福祉総合センター維持管理事業費の増、30万円でございますが、消耗品費9万1,000円、教育備品20万9,000円の増額でございますが、これにつきましては、10月26日、松緑神道大和山美幌支部様から御寄附のありました30万円をしゃきつとプラザ1階のプレイルームでの絵本、トンネルジム、ソフトブロックセット、遊具ハウス購入に使わせていただくための増額補正でございます。

次に、99ページをお開きいただきと思います。

このページにつきましては、年末の整理でございます。

次、101ページをお開きいただきと思います。

下から2段目、林業推進事業費の増、積立金186万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、森林整備協定に基づきまして、まず10月9日、株式会社宮田建設様から12万9,000円の御寄附を、10月31日、コープさっぽろ様から34万4,592円、11月4日、株式会社道央環境センター様から34万4,000円、11月5日、株式会社宮田建設様から5万2,000円、11月28日、社会医療法人恵和会様から99万8,506円の御寄附をいただきましたので、未来への森林づくり基金へ積み立てをしようとするものでございます。これによりまして、年度末における基金残高の見込みは1,907万9,000円となる見込みでございます。以下は年末の整理でございます。

次に、103ページをお開きいただきと思います。

上から2段目、観光宣伝対策事業費の増、特別旅費45万円の増額補正でございます。これにつきましては、女満別空港国際チャーター便誘致協議会のタイプロモーション事業でありまして、2月11日から15日にかけて、タイ、バンコクへのチャーター便のバック運行が決まりましたことから、構成町といたしまして1名の職員を参加させるための特別旅費を計上するものでございます。なお、美幌町に対しましては5名の一般募集の要請がなされているところでございます。

下から2段目、道路新設改良事業費の減、実施設計等委託料、駒生川関連農道橋実施設計委託料の減額と、その下、工事請負費の町道整備工事3,237万4,000円の減額補正につきましては、主に道の補償工事であります駒生川関連工事で、農道橋実施設計及び第6号橋落差工工事が、用地交渉、あるいは漁協との協議にさらに時間を要するために、

本年度実施困難となったことによる減額補正でございます。その次の101号道路、213号道路、378号道路の整備工事の減額補正につきましては、当初予算に対しまして、工事内容の精査及び入札執行による減額となるものでございます。以下は年度末における整理でございます。

次に、105ページをお開きいただきと思います。

下から2段目、消防費、広域事務組合負担事業費の増、負担金、美幌・津別広域事務組合負担金776万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、主に平成26年度給与改定に伴う人件費の増分が主でございます。以下は年末の整理でございます。

次に、107ページから111ページにおきましても、年末の整理でございます。

それでは、次に歳入を御説明いたしますので、84ページ、85ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましても、額の確定等に伴います予算の整理が主でありますけれども、2段目、地方交付税の増、1億513万3,000円の増額補正であります。普通交付税の決定に伴う増額でありまして、対前年4,746万円減の38億2,513万3,000円となったものでありまして、この減額要因は、主に地域経済雇用対策費の減額でございます。

1段飛びまして、農業使用料の牧場使用料の減、107万3,000円の減額補正でございますが、本年度、栄森牧場手前の草地崩落事故によりまして、牧場を閉鎖したことによります使用料の予算全額を減じようとするものでございます。

一番下の段、駒生川関連改修工事負担金の減、1,357万9,000円の減額補正につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました、駒生川関連工事未執行による減が主でございます。

次に、87ページをお開きいただきたいと

思います。

上から4段目、土地売払代の増、1,871万1,000円でございますが、もとの裁判所用地の北1条南3丁目10番に、面積2,643.2平方メートルにつきまして、このたび建物、工作物、立木つきで、11月14日、公売入札した結果、町内在住者が1,871万2,000円で落札したことによる増額補正でございます。当初予算1,000円の科目設定をいたしましたので、補正額は1,871万1,000円としているものでございます。

次の段、ふるさと寄附金の増、148万1,000円につきましては、8月1日から10月31日までに受納いたしましたふるさと寄附金175件分であります。

次の社会福祉費寄附金の増、44万9,000円の増額でございますが、歳出で御説明いたしました、10月11日の社会医療法人恵和会様から11万9,000円、10月22日、増田様から3万円、10月26日、大和山美幌支部様から30万円の御寄附分でございます。

次の林業費寄附金の増、186万9,000円につきましても、歳出で御説明いたしました森林整備協定に基づく4件の御寄附分でございます。

次の財政調整基金繰入金の減、1,769万3,000円の減額と、その下、公共施設整備基金繰入金の減、1億9,200万円の減額補正につきましては、今回の補正の財源調整でありまして、財政調整基金につきましては、これにより年度末残高が12億3,609万2,000円に、公共施設整備基金につきましては、年度末残高10億6,078万9,000円となる見込みでございます。

一番下の段、前年度繰越金の増、5,897万2,000円の増額補正につきましては、今回、前年度繰越金を全額予算化をするものでございます。

次に、89ページをお開きいただきたいと思

上から2段目の中ほど、移転等補償費の減、3,086万8,000円の減額補正でございますが、先ほど歳出で御説明いたしました駒生川関連工事の未執行による減額でございます。

その下、地域海洋センター修繕助成金の減、187万円の減額補正でございますが、これにつきましては、本年度のB&G海洋センター上屋シート取りかえ修繕の財源といたしまして、B&G財団の助成金60%を見込んでおりましたが、助成が対象外となったために、全額を減額しようとするものでございます。

町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明いたしましたので、説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上、御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 1点のみ、再度説明願いたい。

103ページ、土木費の道路新設改良工事費の駒生川関連工事が延びたという部分、ちょっと聞き取りはしていたのですが、再度、どういうことが起きて、今後どうなるのか、また、課題があるのかないのかも含めて、ちょっともう一度説明を願います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 駒生川の改修工事の関係でございますが、こちらにつきましては、北海道からの委託を受けている補償工事ということであります。総務部長のほうから説明申し上げましたが、用地交渉の関係、こちらにつきましては北海道網走建設管理部、こちらのほうで用地交渉を行っております。建設管理部からのお話では、1社との用地交渉がなかなか難航しているということで、この部分が工事がおくれているという情報であります。

またさらに、このことに絡みまして、網走

川の整備計画、こちらは国のほう、開発建設部のほうで行っている事業でございますが、この関係でも漁協との協議が未了ということもあって、この事業のほうは執行されていないというふうに建設管理部のほうから伺っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） わかりました。

最後、この事業が道営事業でやっているのはわかっているのですが、最後の、要するに開発等の未了の部分というのが、当初から、多分、土現のほうでいろいろな話の中で調整していると。僕、土現のアセスのメンバーなものですから、余計なことは言えないのですが、今になって何が起きたのかなど。この工事はたしかもうそろそろ終わる年度に近づいて、駒生川の河川のプール状態をつくるという目的だったものですから、この工事が、実際、僕が聞いている限りでは、もう終わる予定だったものが、今になって開発建設部という言葉が出てきたので、言ったら悪いのですが、何が起きたのかね、簡単に言うと。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 網走川の整備計画、こちらにも計画策定をしているのですが、こちら自体、当然、漁協のほうとの協議が必要になっていると聞いております。その協議の段階において、これに付随して、駒生川のほうはまず整備されないと、漁協のほうの了解がなかなか得づらいというような情報も聞いております。町のほうとしましても、工事が途中まで進んでおりますので、一日も早い完成をとということで、建設管理部とは逐次情報交換をさせていただいている状況であります。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 103ページの観光宣伝対策事業費の増、タイのチャーター便のことですが、これも、前回、中国のチャーター便もありました。このときと今回

の女満別空港国際チャーター便誘致協議会、これと同じ団体で、同じ中国、そしてタイの誘致の関係でやっているのかが1点目です。

2点目が、今回、タイのがあったのですけれども、参加すると、予算をとったのですけれども、なぜ中国のときには予算をとらなかったのか、その点をもう1点。

3点目が、これ、観光プロモーション、観光宣伝ということでありますので、美幌町として、向こうへ行ってもどのような観光宣伝をしていくのか、また、美幌町で、例えば宿泊施設、景観施設、あるいは美幌町の特産物だとか、こういったものをどのようにして準備しているのかもちょっとお伺いしたいと。

4点目ですけれども、これ、先ほどでは職員1名分の予算ということでありました。であれば、もともとの観光宣伝ということであれば、一般人の全額負担ということでも、半分だとか、なぜそういった予算をとれなかったのかも、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 今、御質問のあった内容について、まず、前回実施をされております中国と、今回のタイ、これは同じく女満別空港国際チャーター便誘致協議会の実施によるもので、同じ協議会が実施をするものでございます。

中国は参加をしなかったのですけれども、なぜ今回のタイのほうに参加をするのかという御質問の内容だというふうに思いますが、今、要請は、2回のプロモーションに出席をしていただきたいという要請があったのですけれども、ちょっと財政状況の関係等踏まえて、どっちがより効果的かということの判断をさせていただきました。

現在、タイからの道内宿泊者数が、中国と比較をしますと、伸び率が、対22年度と比較してですけれども、中国が126%、タイが650%ということで、道内の宿泊客の伸び数がタイのほうがすごく高いということでございます。ただ、オホーツク圏内への入り

込みについては、道内に来た宿泊者の1.2%しか、まだタイの人がオホーツク圏のほうに来られていないということがあって、もっとタイのほうにPRをすれば、オホーツク圏内への誘客の可能性が高いということで、タイのプロモーションに参加をするということで決定をさせていただきました。

また、一方で、中国においては、政治情勢により入込客が左右されるということもあるものですから、入込客の安定化を目指しまして、タイのプロモーションに参加をさせていただきたいということでございます。

それから、3点目の、プロモーションの内容でございますけれども、これはそれぞれの構成市町村がそれぞれの自治体の魅力を紹介をするという形で、旅行会社、あるいはその関係機関等を対象とした観光PRセミナー、あるいは観光のタベ等を開催した中で、目に見える化ということで、写真、あるいはパワーポイントを使いながら、それぞれの自治体の特産品、あるいは観光施設等々を踏まえて宣伝を図るということになってございます。

それから、最後が、職員1名分の、今回、特別旅費を計上させていただいておりますけれども、これは役場の職員、自治体の職員が参加をするということで、旅費規程に基づきまして計上させていただいた金額が45万円ということで御理解をいただきたいというふうに思います。（発言する者あり）

申しわけございません。一般人、一応5名の形で参加をいただきたいということで要請を受けておりますけれども、今のところ一般人の参加者に対する助成は考えておりません。

今後、詳細については、ここの誘致協議会の中で統一的な形で、こういう形で割り当て時間が何分とか、そういった形、それから、プロモーションの内容、場所等を含めて、詳細がおりてくるというふうに思いますけれども、その場所等も踏まえて、特産品、あるいは写真等を含めて用意をしていきたいという

ことで、詳細がまだちょっと詳しく決まっていないうことなので、ここの誘致協議会のほうから詳細がおりてきた段階で、どういった特産品を持っていくか、あるいはどういった写真を持っていくか、あるいはパワーポイントをどうつくるかについては検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） これ、相当、中国へ行くときに二月ぐらい前でしたか。であれば、このときから既にタイのことも決まっているというのであれば、美幌町でもこれからの対策だとか、そろそろできていくべきではないかなと。そういう心構えが低かったのかなと、ちょっと残念に思っております。

ただ、これ、事業が、この地域の観光宣伝ということでもあります。であれば、やはり観光に関係する一般人の方にも同行していただけるぐらいの配慮がほしいなという思いがあったのですよね。そこで、先ほど予算の中では職員1名であれば、できれば、私の思いですよ、半額でもいいから、1人、2人ぐらい一般人を連れていくような感じの予算をとっていただければなというような思いでお聞きしました。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 先ほど一般の参加者について5名の要請があるという、4名の要請があるということで……。美幌町に5名の要請がありまして、そのうちプロモーション参加が1名、4名については一般の旅行という形で、行程といいますか、ついてからの中身は全然別行動という形になっております。プロモーションに参加するのはそれぞれの自治体のほうからということの要請を受けておりますので、その分の1名に対する旅費を計上させていただいたということでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 91ページと95ページで、91ページは生活バス路線運行維持費補助金のところで、ちょっと関連しまして、ことしの利用者はどのぐらいか、対前年で教えていただきたいのと、95ページの福祉灯油のところで、世帯数の前年対比をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 福祉灯油の関係でございますけれども、昨年度は1,824件に送付をしております。それで、決定率は90.9%でございます。本年度につきましては1,812件を予定しているということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 二つ尋ねなかったか。それでよかったか。

まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 今、中嶋議員の御質問でございますが、生活バス路線の利用者数ということでございますが、今手元にちょっとその資料は持ち合わせておりませんので、後ほど用意させていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 1点だけ。95ページの老人クラブ行事費負担金18万7,000円ということなのでございますけれども、これ、今、実態がわからないのですけれども、会員数が減っているのか、あるいはクラブ数そのものが減っているのか。高齢者人口は減らなくてふえているのに、活動がどうも停滞のかなというふうに勝手に予測したのですけれども、その辺の状況がわかれば教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） おっしゃるとおりでございます。46クラブあったものが43クラブになっております。構成メンバーは1,571名でございましたけれども、1,166名と、減少傾向ということになっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず1点目は、93ページが一番上の防災活動推進事業費の減ということで、消耗品費115万7,000円ということで、言葉的にはわかるのですが、具体的に、消耗品といってももろもろあると思いますので、結果としてこの減額はどいう内容なのかということを知りたい。

次、2点目であります。99ページ、エゾシカ対策事業費の増。これももう少し御説明いただきたいなど。

それから、先ほど103ページ、チャーター便のことであります。45万円。今回、これはタイのことに關しては、今、大原議員もお聞きになった点で恐縮なのですが、本来、相手がタイだろうが中国だろうが、美幌のそういう意味の観光の誘致が一つあるとするならば、美幌町の魅力というものはもう精査されているはずだと。向こうに行つての持ち時間が5分だから編集し直すという話ではなくて、もともと美幌の売りとは一体何だろうかなという確認で、私は聞きたいという趣旨なものですから、そこら辺、もう少し丁寧にお教え願いたい。美幌の売りとは一体何だということで、大きい意味ではこの3点であります。防災のほうから御説明いただければありがたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 防災活動推進事業費の減の消耗品の減額の内訳でございますが、内訳といたしましては、戸別配付用非常持出品のセットと、備蓄品としてストーブを購入していますが、その見積もりの結果の確定による減ということでありまして、戸別用の配付持出品につきましては、当初2,750個を予定していたところでございますが、実績といたしまして2,720個の購入でございます。それと、単価でございますが、単価につきましても、当初2,448円ということで見込んでいたところですが、実績で

2,010円の実績ということで、価格が減少しているということでの減額でございます。

ちなみに、非常用持出品の配布の状況につきましては、11月現在でございますが、約90%の配布という状況になっております。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） そういうことなのですよ。ということは、俗に入札をやつて安くなったという減額であれば、相手が安く入ってくれる、これはすんなりわかることなのですが、その動き、備品の数が要らなくなった、例えば、そういう意味で、要らなくなったという表現はちょっと誤解を受けるのですが、当初予定した数量と現状は違うという話だったかなというふうに承った場合、本来、どれだけの数が必要だ、不必要になったから数が減ったのか、僕の聞き方は、お届けすべきというか、取りに来る云々ではなくて、防災という観点からいけば、必要な世帯数に1個だというふうに私は聞き及んでいるものですから、そこら辺の整合性、私としてはまだちょっととれないものですから、その数について再度お尋ねしたいと思つています。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 持ち出し品の数の関係でございますが、先ほど、当初2,750個で、実績として2,720個、30個の減ということでありまして、これにつきましては、実際、執行する段階におきまして、世帯数等を精査した結果、30個の減少となったということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） では、次のエゾシカの質疑ですね。

経済部長。

○経済部長（広島 学君） エゾシカ対策事業費の増ということで、今回、50万4,000円の増額補正をさせていただいております。これは4月から9月の狩猟期間の中で、

エゾシカの駆除を猟友会の皆様をお願いをしているところでございますけれども、当初350頭の駆除頭数を予定していたものが、9月、実績として518頭の駆除があったということで、168頭、予定より増になってございます。これに奨励金6,000円を補助しておりますけれども、JAが3,000円、町が3,000円ということで負担をしていますので、168頭の町負担として3,000円分で50万4,000円を補正をさせていただきますところでございます。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） エゾシカに対して2回目ということです。本来、農作物の被害云々としたときに、予算組みとしては、予定数、いろいろあるでしょうけれども、現状として、実績の話は今わかりました。でも、その頭数だけで、ある意味で、農作物に対する被害が食い止められるのかという観点でちょっとお尋ねしたいのですが、実績もわかりました。その上で、私はまだまだ個体数が多過ぎないかという私的な感覚を持っているものですから、というのは、今、国道にしても、平気で鹿が、車である私を追いかけてくるのですよ。そういう面で、思いとして、鹿駆除という観点、どのように押さえているか、考え方をちょっとあえて言えばお聞きしておきたいということでありました。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 鹿の個体数としては総体的に減ってはいないだろうというふうに認識をしております。鹿の最終的な個体の調整につきましては、やはりハンターの方をお願いをして駆除をするしか方法は最終的にはないのかなというふうに思っていますが、最終的な猟友会のメンバーがなかなか増加をしてこない、高齢化もしているということもあって、本当はハンターも若い人が加入をされて、猟友会のメンバーもふえて、この駆除の個体数がふえていけばいいのですけれ

ども、今、ある意味、一斉駆除を含めて、ハンター、猟友会のほうに最大限の取り組みをお願いをしているところでございます。さまざまな形で北海道内でもエゾシカの駆除、生体捕獲ですとか、いろいろな形で試験をされておりますけれども、最終的には鹿の個体数調整については駆除しかないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 鹿に対して3回目。そういうことを慢性的に抱えているのであれば、今回、この予算に引っかけて悪いのですが、鉄砲を持っているのは猟友会、警察の方が、鹿とりという意味では鉄砲を撃つてくれませんので、ましてや自衛隊の方がそういう対応をとってくれませんので、根本的な、これは慢性的なものだと思っているのです。そこら辺も、今後、場面あるときにお聞きしたいと思って、3回目はやめて、次に、チャーター便の話をお聞かせ願いたいのです。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） プロモーションの中で美幌町の魅力をどう発信していくのだという御質問だというふうに思いますけれども、いかにして多くの方に美幌町に来町いただくかということがプロモーションの中では一番大きな目的でございます。

それで、今、持ち時間等も含めて、あるいは会場も含めて、それから、どういった形で、どんな機材が使えるのかも含めて、詳細がはっきりしていませんけれども、一応自然豊かなまちでございますので、美幌町の四季を通じた形のPRもさせていただきたいというふうに思っていますし、あとは、美幌町の特産品、イベント、そして女満別空港から近いという交通アクセスを含めて、美幌町のそれぞれ持っているよさについてはタイの方にも御理解いただくような形でプロモーションを実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回、こっちのパンフレットを基準にちょっとお話しさせていただきたいのですが、大きい意味で、タイそのものに、現地に滞在すると言ったらいいのか、観光すると言っているのか、プロモーションのためだけではないと思うのですが、3日間しかない。飛行機の行き帰りは別として、タイの地元で3日しかない。その中で最大限PRしていくならば、してこなければいけないと思っているのです。しからば、職員と言っていますけれども、具体的にそういう意気込みを持って美幌を売ってこられる方は、今の段階、まだ人選は難しい段階だろうと思いますが、やっぱりそれだけの権限のある者、中に精通している者が行かなければいけないと思っているもので、通常、町長を先頭に行くべきだとは思いますが、時期が悪過ぎるだろうと。しからば、その代理人となるのは副町長か、あえて言えば担当という意味では経済部長、もしくは、経済部長というのは観光を所管しているという意味ですよ。そこら辺があるものですから、やっぱり相当元気な、気合いのかかっている人が行くべきだと期待したいところですが、町民にもしっかりそれが適任、いい意味の、そこら辺、副町長、どう人選を進められるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） このチャーター便のプロモーションは、それぞれ構成市町村、北見、網走、小清水、斜里、美幌、大空、それぞれ1名ないし2名という割り当てが来しました。その中で行くのは、今のところまだ決定はしていませんが、首長、あるいは私だとか、そういう町の行政に携わる者がやはり行くような方向で今進めておりますが、美幌町の場合は町長がみずから行くか、あるいは別な者が行くかということであります。私も町長から行ってこいと言われたらいつでも行けるような準備をして臨んでいきたいと思

ますので、御理解をいただきたいと思

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

中嶋議員の質問に対する答弁の用意ができたようですので、答弁を許します。

まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 先ほどの中嶋議員の質問でございます。おくれて申しわけございません。

利用実績、人数ということでございます。今、手元のほうの資料でございますが、この実績は、今年度といたしますか、25年の10月から26年の3月という部分の実績、それから、比較する部分におきまして、24年の10月から3月までの半期分の数字なのですが、数字的には、前年の24年の10月から25年の3月までが2万5,992人、それから、新しい25年の半期分の実績ではありますが、この数が2万213人と、約5,000人減少というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、議案第69号平成26年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第70号

○議長（古舘繁夫君） 日程第15 議案第70号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の113ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第70号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、健康づくり推進費の中で、平成25年度繰越金の計上、それから、脳ドックの国民健康保険加入者の受診率が増加したということで、補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億462万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

122ページ、123ページをお開きいただきたいと思ひます。

3、歳出について御説明いたします。

2款保険給付費、繰越金につきましては、繰越金計上による財源調整でございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては、先ほど申し上げました健康づくり推進費の脳ドックの国民健康保険加入者の受診率が増加ということで、当初50%で予定しておりましたけれども、60%ということで、伸びているということで増額補正をするものでございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

120ページ、121ページでございます。

2、歳入について。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金、1億5,274万5,000円を減じまして、その下、9款前年度繰越

金を1億5,340万1,000円を増額計上するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 121ページ、基金の減額後の保有残高についてお答えいただきたいと思ひます。

それから、123ページの、パーセントを言ってもわからないので、何人が何人になったということで、人数をお答えください。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今回につきましては、基金繰入金を減じまして、繰越金を計上しておりますので、基金の残高は、25年度、3億6,064万2,091円ということでございます。

それから、率ということでございますので、人数につきましては、230名の予算は変わりません。国保の加入者の部分がふえたということでございますので、230人の変わらない中で50%を国保と見込んでいたのが、国保の加入者が65%となったということでございます。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 今のと関連しまして、123ページ、年齢層で教えていただけたらと思ひます。年代別。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） ちょっと年齢層については確認できておりませんので、後ほど提供したいと思ひますが、よろしいでしょうか。申しわけございません。

○議長（古館繁夫君） 休憩するから、それまで持ってこれそうかい。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） そうしたら、ちょっと保留して、ほかに質疑のある方、いらっ

しゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第70号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩後、再開した後、今の脳ドックの年齢層のお話をいただくということで再開します。

暫時休憩いたします。

再開を3時10分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの脳ドックの件についての答弁をお願いいたします。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 先ほどの中嶋議員の件につきまして、脳ドックの件数でございます。

35歳から39歳までは14名、それから、40代につきましては16名、50代につきましては45名、60代につきましては57名、70以上が29名、合計161名の現在の実績でございます。

ちなみに、昨年度は282名でございまして、国保加入者が128名でございました。45.4%で、国保の分については伸びているというような結果でございます。

それから、先ほど、大変申しわけございません、訂正をさせていただきたい部分がございます。

国保の基金の残高、上杉議員に私が答えた部分でございますけれども、当初の基金残高を答えておりました。今現在、補正後の基金残高につきましては2億3,879万円でございます。大変失礼いたしました。申しわけございません。

◎日程第16 議案第71号

○議長（古館繁夫君） 日程第16 議案第71号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 125ページをお開きいただきたいと思います。

議案第71号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、平成25年度の保険安定負担金等の額の確定による補正予算でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,496万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,368万1,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

134ページ、135ページ、お開きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、繰入金等の財源調整でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,496万7,000円につきましては、平成25年度の事務費負担金、保険料分、それか

ら、保険基盤安定負担分の広域連合負担金が確定したことによる減額でございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

132ページ、133ページ、お聞きいただきたいと思います。

2、歳入について御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項特別徴収保険料1,388万6,000円の減額、普通徴収保険料599万8,000円の増額につきましては、実績見込額を推計した結果の補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金517万5,000円の減額につきましては、一般会計からの事務費繰入金の減でございます。

その下、2目保険基盤安定繰入金541万3,000円の減額につきましては、保険料の7割、5割、2割軽減措置に伴う広域連合の納付金の減額補正でございます。

4款繰越金350万9,000円につきましては、繰越額確定による増額補正でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第71号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 議案第72号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 137ページ、お聞きいただきたいと思います。

議案第72号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、介護保険法改正に伴う電算システムの改修費用、それから、介護認定者の増加に伴う手数料の増額、地域包括支援センターの増員に伴う委託料の増額についての補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,012万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

146ページ、147ページ、お聞きいただきたい思います。

3、歳出について御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険法の改正に伴い、システムの改修委託料464万4,000円を増額するものでございます。

その下、3項介護認定審査費、2目認定調査費129万8,000円につきましては、当初見込につきましては1,051件を見込んでおりましたけれども、1,180件と、20%増で推計をしております。42万円の増でございます。それから、事務事業の協力報酬、手数料、業務委託料をそれぞれ補正するものでございます。

その下、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業費、任意事業費、1目包括的支援事

◎日程第17 議案第72号

業94万5,000円の増額につきましては、地域包括支援センターの業務量が、予防給付費件数では、前年度2,012件でございましたけれども、2,135件と推計しております。120件ふえているということでございます。それから、相談件数につきましては、前年度1,543件でございましたが、今回の推計では1,858件と推計をいたしまして、315件増加しているというような状況でございます。業務量増加に伴い、1名分の社会福祉士をふやして対応するための補正予算でございます。

一番下、2目任意事業費につきましては、アメニティ美幌、あさひデイサービスにおいて行っている予防サービスの利用者が3名から4名に増加したことに伴う委託料を14万6,000円増額するものでございます。

歳出については以上でございます。

歳入については、144ページ、145ページ、お聞きいただきたいと思ます。

2、歳入について御説明いたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰越金109万1,000円の増額。

3目その他一般会計繰入金594万2,000円の増額。

今回の増額補正につきましては、一般会計にて負担をいただいているというような繰り入れでございます。

以上、御説明をいたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 147ページ、地域包括支援センター運営委託料のことで1点お聞きしたい。説明は相談件数がふえたという表現で終わっていますが、今までの相談件数、そして、これをふやそうと決断した後というか、途中だと思のですが、要するに言葉はふえたで何となくわかるようなわからないような、件数を例にしてちょっともう一度

説明していただきたい。

それから、今後、来年度からは、今回、3月までという説明はなかったが、今回の補正とともに、あえて言えば、これが継続だとすれば、来年の話もやっぱり説明としてははめておかなければいけないのではないかと思うところがありますので、再度このことについて説明を願いたい。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 地域包括支援センターの相談件数等でございますけれども、予防給付費、この件数が前年度で2,012件、2,135件という、120件増加している、それから、相談件数1,543件が1,858件、こういう推計になっている、大変ふえている状況、315件増という予定をしております。それで、包括支援センターのほうの業務が増大しているということで、このような補正をお願いしているということでございます。

それで、来年度の状況ということでございますけれども、担当といたしましては、来年度以降も1名増の形で運営をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 同じ地域包括支援センターの社会福祉士ということで、介護現場の人材確保というのは非常に難しい現況にありますが、今回のこの1名増員する分というのは、恵和会で新たに採用したのか、それとも、現在美幌町内に恵和会のいろいろな施設を運営しておりますが、そこから人を回して配置して、その後、回したとすれば、予算と関係ないのですけれども、本体、回ってきた恵和会側のほうで、そういう人材不足とか、そういったことの心配がないのかどうか、その辺わかれば。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今回、たまたま産休をとっている社会福祉士がございま

て、その復帰に伴いまして、現在来ている社会福祉士をそのままにして、産休復帰により1名増というような形にいたしました。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第72号平成26年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第73号

○議長（古舘繁夫君） 日程第18 議案第73号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の151ページをお開き願います。

議案第73号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、算定対象経費確定に伴います下水道使用料の収納事務委託料の増額並びに平成25年度発行分の起債利率確定に伴います公債費の減額補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万7,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,275万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

事項別明細の歳出から御説明いたしますので、160ページ、161ページをお開き願います。

3、歳出。

記載の増減は、水道事業に収納事務を委託しております下水道使用料収納事務委託料の人件費並びに水道料金システム更新費といった算定対象経費の確定に伴います増額並びに平成25年度発行分の地方債の借り入れ利率が、当初2%で見えておりましたものが0.58%と1.4%に下がったということに伴います公債費利子の減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、158ページ、159ページをお開き願います。

2、歳入。

歳出の財源は一般会計繰入金の繰り戻し並びに前年度繰越金に求めようとするものであります。

今回、前年度繰越金208万7,000円を予算することにより、平成25年度決算における繰越金は全て予算化されるものであります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第73号平成26年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第74号

○議長（古舘繁夫君） 日程第19 議案第74号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の163ページをお開き願います。

議案第74号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、平成25年度発行分の起債利率が当初2%で見ていたものが0.4%と、1.4%になったことに伴います公債費の減額補正を行おうとするものです。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,616万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

事項別明細の歳出から御説明いたしますので、172ページ、173ページをお開きください。

3、歳出。

記載の増減は、平成25年度発行分の起債利率確定に伴います公債費利子の減額であります。

次に、歳入について御説明しますので、170ページ、171ページをお開き願います。

2、歳入。

歳出の財源は一般会計繰入金の繰り戻しに

求めるものであります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第74号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第75号

○議長（古舘繁夫君） 日程第20 議案第75号平成26年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の175ページをお開き願います。

議案第75号平成26年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、下水道使用料賦課徴収受託料の算定対象経費の確定、これは人件費並びに水道料金システムの費用でございます。並びに電気料の増額、さらには、水道料金システム更新に伴いますリース利息、資産購入費、平成25年度発行分の起債の利率確定、これは当初2%で見ていたものが0.3%、0.7%、1.4%に確定したことに伴います企業債償還利息の減額を行おうとするものであります。

総則。

第1条、平成26年度美幌町の水道事業会

計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

177ページをお開き願います。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するとし、水道料金システム借上料がありますが、額の確定に伴い、100万6,000円を減額して、補正後の限度額を2,565万8,000円とするものであります。

178ページ、179ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

雑収益14万2,000円の増額であります。算定対象経費確定に伴います下水道使用料賦課徴収受託料の増額補正であります。

180ページ、181ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出であります。

上から3行であります。いずれも電気料金値上げに伴います浄水場や、各加圧ポンプ所の電気料の増額補正であります。

その下、企業債償還利息は、平成25年度発行分の起債利率確定に伴います企業債償還利息の減額、リース資産利息は、水道料金システム更新に伴う利息の減額であります。

182ページ、183ページをお開き願います。

資本的支出であります。

リース資産は、水道料金システム更新に伴います本体分の減額であります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第75号平成26年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第76号

○議長（古舘繁夫君） 日程第21 議案第76号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案の191ページをお開き願います。

議案第76号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年末の予算執行見込みによる職員給与費などの補正を行うものとしてあります。

第1条、平成26年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収支の補正につきましては、記載のとおり、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うものであります。

内容については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条の資本的収支の補正につきましては、資本的収支の不足額を6,608万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

補正内容は記載のとおりであります。

内容は、実施計画書、説明書で御説明申し上げます。

次に、193ページをお開き願います。

第4条、企業債の補正についてであります。

補正の内容は、記載のとおり、執行見込みを踏まえた限度額の補正を、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費及び第6条の他会計からの補助金の補正につきましても、記載のとおり、執行見込みを踏まえた補正を行おうとするものであります。

細部については、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、195ページをお開き願います。

医業収益の補正についてであります。

医業外収益の一般会計補助金につきましても、歳出の医師等研究研修に要する経費は歳出の執行見込みを踏まえた増額補正を、次に、基礎年金拠出金負担金は歳出の減額に伴う補正を、記載のとおり補正をするものであります。

一般会計負担金のうち、建設改良に要する経費は、歳出、企業債償還利息の減額に伴う減額補正を、不採算地区病院の運営に要する経費は、今回の歳出減額補正に伴う収支不足の財源調整として減額補正をそれぞれ行おうとするものであります。

次に、197ページをお開き願います。

収益的支出の補正についてであります。

給与費については、いずれも当初予算で常勤医師確保として3名の予算計上を行っておりました。執行見込みを踏まえた減額補正を行うものであります。

材料費の医療消耗品から経費の食糧費も執行見込みを踏まえた補正を行うものであります。

次に、199ページをお開き願います。

経費の修繕費、賃借料、委託料はそれぞれ執行見込みを踏まえた補正を、研究研修費は医師研修旅費の執行を見込んだ補正を、医業外費用の企業債償還利息は、予算計上利息は当初2%で計上しておりましたが、実行利息が0.2%となったことによる減額補正をそ

れぞれ行うものであります。

次に、201ページをお開き願います。

資本的収入の補正についてでございます。

企業債の補正は、予算の入札執行による減額補正をそれぞれ行うものであります。今回の補正の主なものとしては、超音波診断装置1,400万円、当初予算で計上してございましたけれども、まだ使えるという状況がございますので、翌年度に繰り越し、執行する予定でございます。

次に、203ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

機器及び備品購入費については、医療機器購入に係る執行見込みによる減額補正を行おうとするものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号平成26年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第12号

○議長（古舘繁夫君） 日程第22 意見書案第12号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第23 意見書案第13号

○議長（古舘繁夫君） 日程第23 意見書案第13号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第24 意見書案第14号

○議長（古舘繁夫君） 日程第24 意見書案第14号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第25 意見書案第15号

○議長（古舘繁夫君） 日程第25 意見書案第15号北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第26 意見書案第16号

○議長（古舘繁夫君） 日程第26 意見書案第16号平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第27 意見書案第17号

○議長（古舘繁夫君） 日程第27 意見書案第17号安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することいたします。

◎日程第28 報告第20号

○議長（古舘繁夫君） 日程第28 報告第20号陳情事項の処理顛末について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） このページ数でいえば214ページのところなのですが、今回の処理顛末というのは、もちろんこのとおり受けとめなければいけないなと思っているのですが、過去にも東町以外にもこういう要望書がある中で、処理顛末のいきさつということで読ませていただいて、ちょっと矛盾を感じるものですから。というのは、この文章の過疎債活用云々というのは、これは財源の確保のテクニックということで、過疎計画に整備すべき施設として位置づけたいという思いはわかります。でも、その下を書いてある文章とのつながり、この計画の中で、地域集会施設のあり方もあわせて検討していきたいというのは、これは東町集会所だけのことをいうのか、美幌町全体を見渡したときの地域集会所施設のあり方という意味なのか、そこら

辺がちょっと確認しておきたいということと、もう1点、これにあわせて、本来、東町にもこういう対応をとりたいという思いがあるからこういうふう処理顛末が出ているということでもありますから、しからば、先に過去の要望、陳情も含めた中で、むしろ私は、地域集会所施設のあり方ということで、一定の整理ができたから、こういうふうな処理顛末の報告があるのだろうなというふう受けとめているのですよ。あえて言えば、ここで聞きたいのは、そういうことも含めて、この優先順位も含めて、もう少し御説明をいただきたいという趣旨であります。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 後段の地域集会施設の今後のあり方ということでの御質問でありますけれども、その前段で書いてありますように、今後、早急に公共施設全体について、その管理計画を立てていくという予定となっております。その中で、集会施設ばかりではないのですけれども、今ある公共施設のあり方を今後どうしていくか、この背景には人口減少も含まれておりますので、あるいは老朽化対策というものも含まれている中で、将来に向けて、単に今あるものを全て、例えば老朽化であれば改築をする、建てかえをするということではなくて、当然、将来の利用等も含めて総合的な観点からどうしていくかということも含める中で、集会室についても同じく公共施設でありますので、これについても、今ある集会室全てをそのまま老朽化したから建てかえるということだけではなくて、総合的に管理を、今ある数十個の集会室をどうしていくべきか、あるいは統合ということも考えられるでしょうし、それを見きわめた管理計画の中で、それも含めて検討していきたいという意味でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） それでは、報告第2

0号陳情事項の処理顛末については、これで終わります。

◎日程第29 報告第21号

○議長（古館繁夫君） 日程第29 報告第21号定期監査報告について、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第21号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第30 報告第22号

○議長（古館繁夫君） 日程第30 報告第22号財政援助団体監査報告について、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第22号財政援助団体監査報告については、これで終わります。

◎日程第31 報告第23号

○議長（古館繁夫君） 日程第31 報告第23号例月出納検査報告について、8月から10月分、お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） ないようでありますので、報告第23号例月出納検査報告について、8月から10月分については、これで終わります。

◎日程第32 閉会中の継続調査について

○議長（古館繁夫君） 日程第32 閉会中の継続調査について、各委員会からお手元に配付した印刷物のおりに申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のおりに承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時48分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員